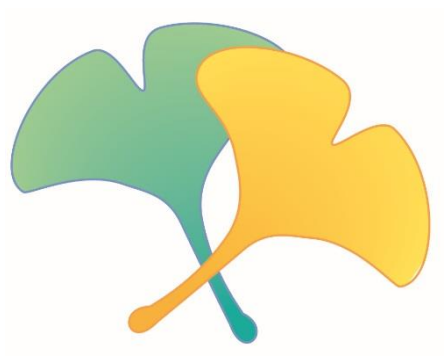


合併検証報告書



市の木「イチョウ」



市の花「コスモス」



久喜市

目次

I	合併検証の目的	1
II	久喜市の現状	2
1	人口、高齢化率及び世帯数の推移	2
III	合併効果の検証	5
1	財政効果の検証	5
2	首長等の特別職の削減	22
3	議会議員の削減	23
4	効率的な組織機構の構築	24
5	職員数の適正化	25
IV	事業の調整、負担とサービスについての検証	26
1	事業の調整状況	26
2	負担とサービス	33
V	新市基本計画における主要事業の検証	51
1	新市の主要な施策	51
2	新市における埼玉県事業の推進状況	58
VI	公共施設の統合整備の検証	61
VII	検証のまとめ	62
	【参考】合併までの歩みと合併以降の主な取組み経過	63

I 合併検証の目的

平成22年3月23日に、久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷲宮町が合併し、面積82.4km²、人口約15万7千人の新たな久喜市が誕生しました。

合併前の市町は、買い物や通勤、通学などの日常生活を共通にして、歴史的にも強い結びつきを保ちながら、それぞれが地域の特性を生かしたまちづくりを進めてきましたが、日常生活圏の拡大や少子高齢社会の到来、地方分権社会の進展など、市民を取り巻く環境は大きく変化してきました。

また、地方分権時代を迎え、市町村には自己決定・自己責任の原則のもと、効果的な施策を推進するための体制の整備・強化を進め、市民に身近なサービスを地域の責任ある選択に基づいて提供していくことが強く求められるようになりました。

こうした中で、市町村合併は、厳しい財政状況下において、ますます高度化・多様化する行政需要に的確に対応するため、更なる行政改革を行い、行財政基盤を強化することを目的に進められました。

合併時には、1市3町で設置した合併協議会において、新市の分野別目標として、

- | | |
|------------|-------------------------------|
| 1 自然・環境 | 『自然とふれあえる、環境に優しいまち』 |
| 2 保健・医療・福祉 | 『子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち』 |
| 3 教育・文化 | 『心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にするまち』 |
| 4 都市基盤 | 『安全で調和のとれた住みよい快適なまち』 |
| 5 産業・経済 | 『地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち』 |
| 6 地域コミュニティ | 『市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち』 |
| 7 行財政 | 『行財政を見直し、改革を進めるまち』 |

の7項目が掲げられ、各市民・町民にその内容が説明されています。

市町村合併は「究極の行財政改革」と言われていますが、合併の効果を最大限に生かした効率的な市政運営のために策定した「新市基本計画」に基づき市政運営を行い、さらに、平成25年度からは新市基本計画を具現化するための「久喜市総合振興計画」を策定し、これらの計画の将来像である『豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市 ～人と愛 水と緑 市民主役のまち～』の実現に向け取り組んできました。

このたび、合併から10年を経過したことから、本市の状況を再確認するため各種データを基に考察を行い、そこから得られるものが、今後の各計画の策定や行財政改革の推進にあたっての重要な足掛かりになるものと考え、検証を行うものです。

II 久喜市の現状

1 人口、高齢化率及び世帯数の推移

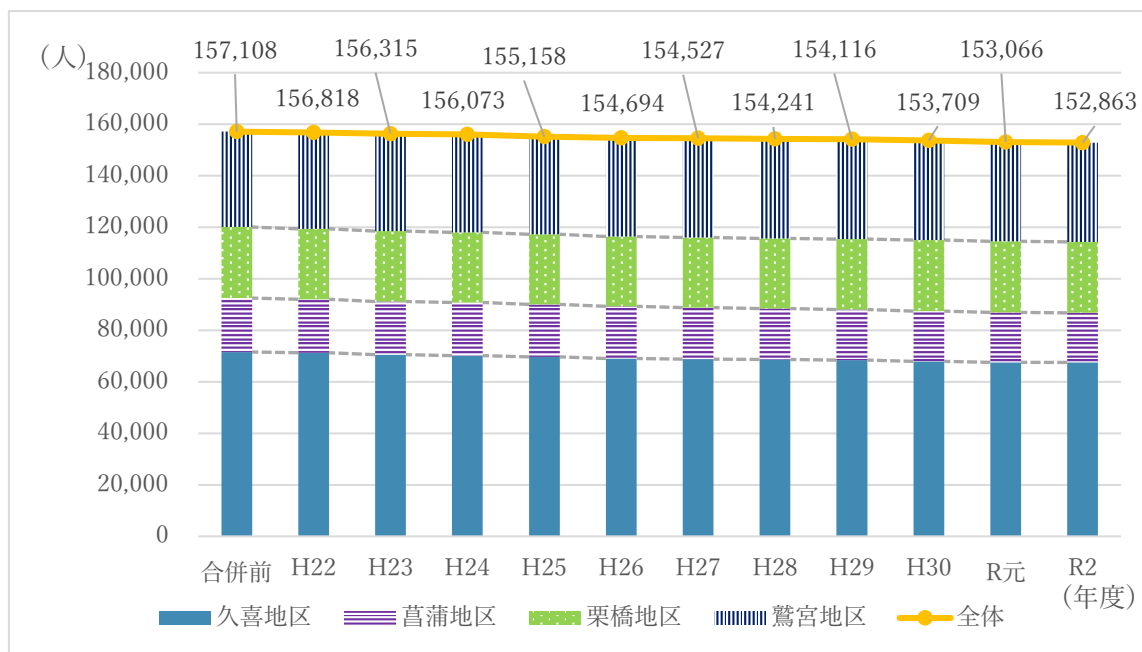
本市の総人口は、令和2年4月1日現在の住民基本台帳人口で152,863人、世帯数は66,934世帯です。人口について、久喜地区及び菖蒲地区は減少傾向に、鷺宮地区は増加傾向に、栗橋地区は概ね横ばいで推移し、全人口は減少傾向で推移しています。

一方、総人口に占める65歳以上の割合は、年々増加し、令和2年4月1日現在で高齢化率は30%を超えています。

また、近年の核家族化や単身世帯の増加により、1世帯当たりの人数は減少が続いています。

(1) 人口

各地区及び全体の人口の推移



地区別人口の推移

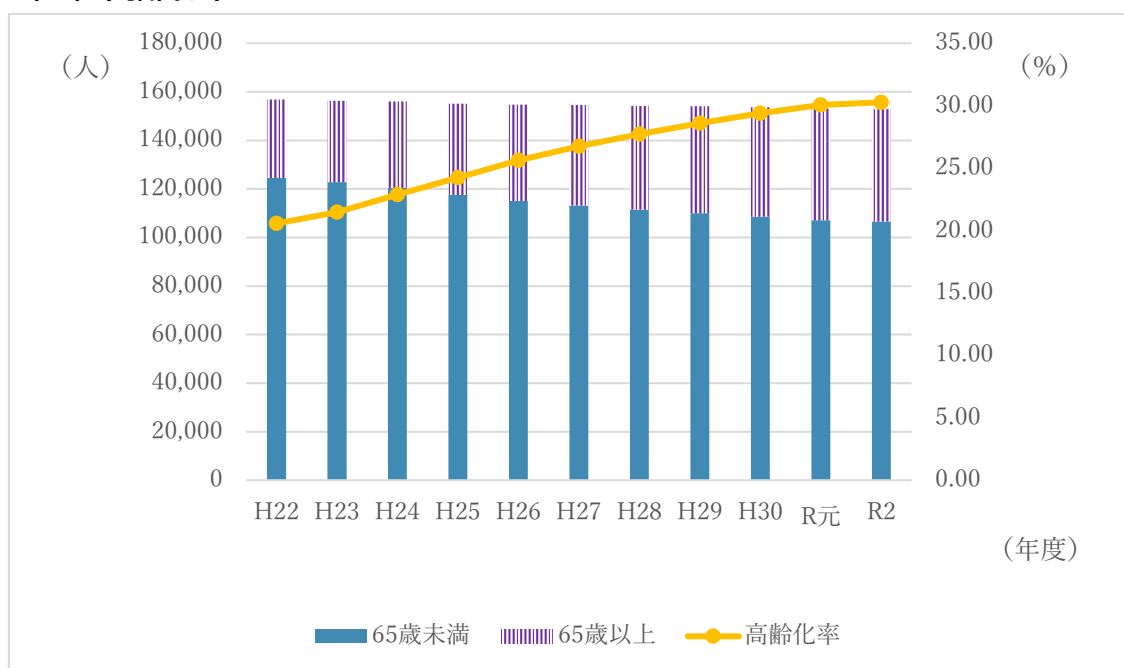
(単位：人)

	合併前	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
久喜地区	71,568	71,224	70,590	70,213	69,667	69,096	68,847	68,605	68,424	67,859	67,569	67,510
菖蒲地区	20,930	20,777	20,599	20,519	20,315	20,193	19,969	19,819	19,655	19,531	19,342	19,239
栗橋地区	27,572	27,395	27,287	27,324	27,242	27,089	27,151	27,248	27,369	27,598	27,586	27,576
鷺宮地区	37,038	37,422	37,839	38,017	37,934	38,316	38,560	38,569	38,668	38,721	38,569	38,538
全体	157,108	156,818	156,315	156,073	155,158	154,694	154,527	154,241	154,116	153,709	153,066	152,863
推計		159,130				157,434					154,855	

※各年度の1月1日現在の住民基本台帳人口（※平成24年7月の住民基本台帳法の改正以前は住民基本台帳人口に外国人登録人口を加算。以降は住民基本台帳人口には外国人住民を含む。）にて算出しています。ただし、合併前の人口は、合併直前の平成22年3月1日現在の旧1市3町の人口（外国人登録人口含む。）で、令和2年度の人口は、令和2年4月1日現在の住民基本台帳人口です。

※推計は、新市基本計画によるものです。

（2）高齢化率



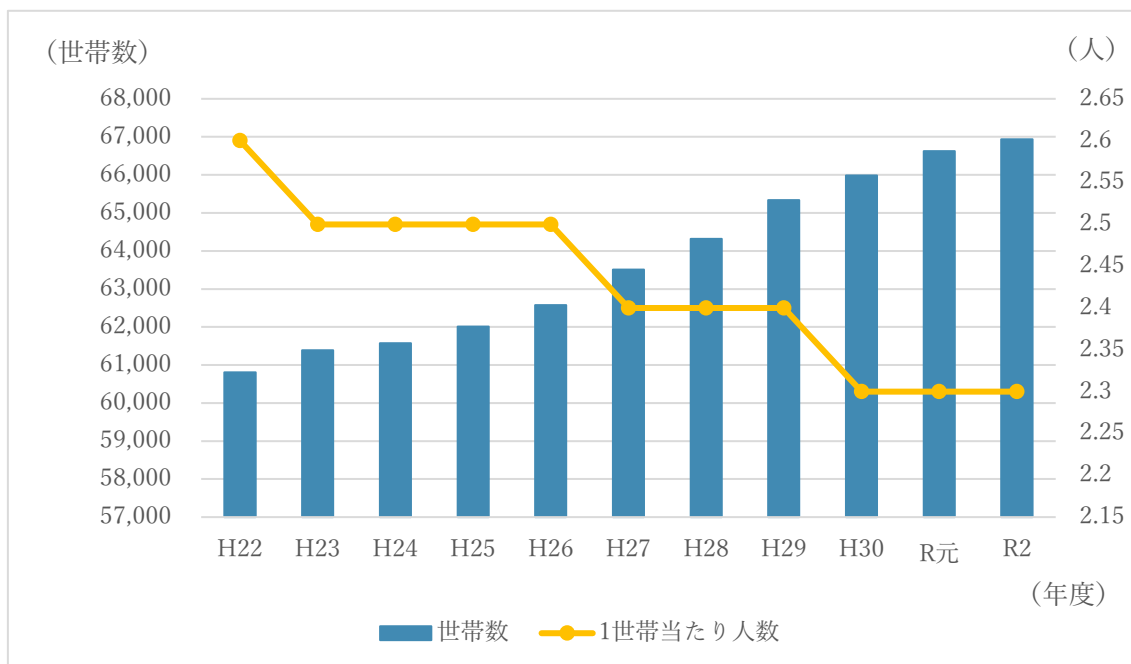
高齢化率の推移

(単位：人、%)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
総人口	156,818	156,315	156,073	155,158	154,694	154,527	154,241	154,116	153,709	153,066	152,863
65歳以上	32,264	33,571	35,700	37,613	39,637	41,328	42,764	44,074	45,159	46,015	46,271
高齢化率	20.57	21.48	22.87	24.24	25.62	26.74	27.73	28.60	29.38	30.06	30.27
推計 (65歳以上)	32,208	/			38,698	/			/		
推計 (高齢化率)	20.22	/			24.58	/			/		

※推計は、新市基本計画によるものです。

(3) 世帯数



世帯数の推移

(単位：世帯、人)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
世帯数	60,810	61,388	61,569	62,009	62,572	63,507	64,318	65,339	65,987	66,625	66,934
1世帯当たり人数	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3
推計 (世帯数)	60,727				62,216					63,037	
推計 (1世帯当たり人数)	2.6				2.5					2.5	

※推計は、新市基本計画によるものです。

Ⅲ 合併効果の検証

地域の将来に備えて行われた市町村合併は、本来の効果が現れるまでに、ある程度の期間が必要であると考えられていますが、市(町)長をはじめとした特別職や議員、一般職員の削減による経費の削減効果や、新たな行政サービスの適用など、短期間で効果が確認できるものもあります。

ここでは、合併によって行政の規模が大きくなった効果を生かした取組みや、拡充した行政サービスなどを中心に、主な成果をまとめました。

1 財政効果の検証

市町村合併により、重複する行政機能を統合し、行政運営を効率化させることにより、埼玉県東部の中心都市となるべく、行財政基盤が強化された「地方分権時代に対応した自治体経営の実現」を目指しました。

合併後は、創意工夫による自主財源の確保や事務事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底を行い、歳入及び歳出の見直しを図ることにより、借入金残高を縮減し、行財政基盤の強化及び健全化に努め、新市の均衡ある発展のための事業推進を図っています。また、新市基本計画の基本理念と将来像に基づき、普通交付税の合併算定替の加算措置や合併推進債など、国や県の財政支援を有効に活用し、新市のまちづくりに取り組んでいます。

ここでは、経常収支比率や実質公債費比率、財政力指数などの財政指標の推移を示すとともに、新市基本計画における財政計画と実際の決算額を比較し、どのように推移しているかを考察しました。なお、新市基本計画における財政計画は、歳入・歳出の費目ごとに、過去の実績や人口の推移等を勘案して、平成22年度から令和元年度までの10年間について、普通会計ベースで作成しています。

併せて、今回の合併により、市(町)長や教育長をはじめとした特別職や議会議員の削減が行われたほか、一般職職員の職員定数見直しによる適正化が図られ、また、様々な行政事務の一元化や一括発注による効率的な行政運営が実施できたことから、これらの経費の削減による財政効果についても検証を行いました。

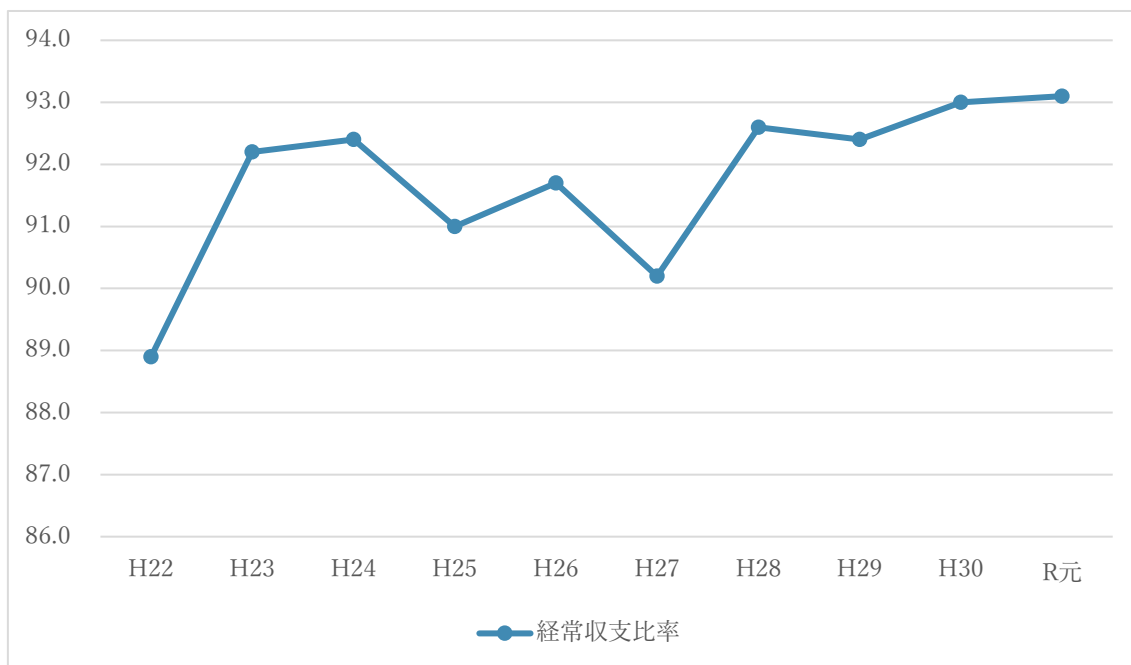
(1) 経常収支比率

経常収支比率は、財政構造の弾力性を示すもので、税金など一般財源に占める、人件費や公債費などの経常的な支出の割合を表す指標です。

一般的には、この比率は75%程度が妥当とされ、80%を超えると、その団体は弾力性を失いつつあるとされています。

本市の令和元年度決算に基づく経常収支比率は、93.1%（合併時比4.2ポイント増）となりました。

近年は、指標の分母となる地方税や地方消費税交付金等の経常一般財源収入は増加しているものの、指標の分子となる扶助費や物件費等への経常経費充当一般財源の増加により、やや増加傾向にあります。



経常収支比率の推移

(単位：%)

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
経常収支比率	88.9	92.2	92.4	91.0	91.7	90.2	92.6	92.4	93.0	93.1

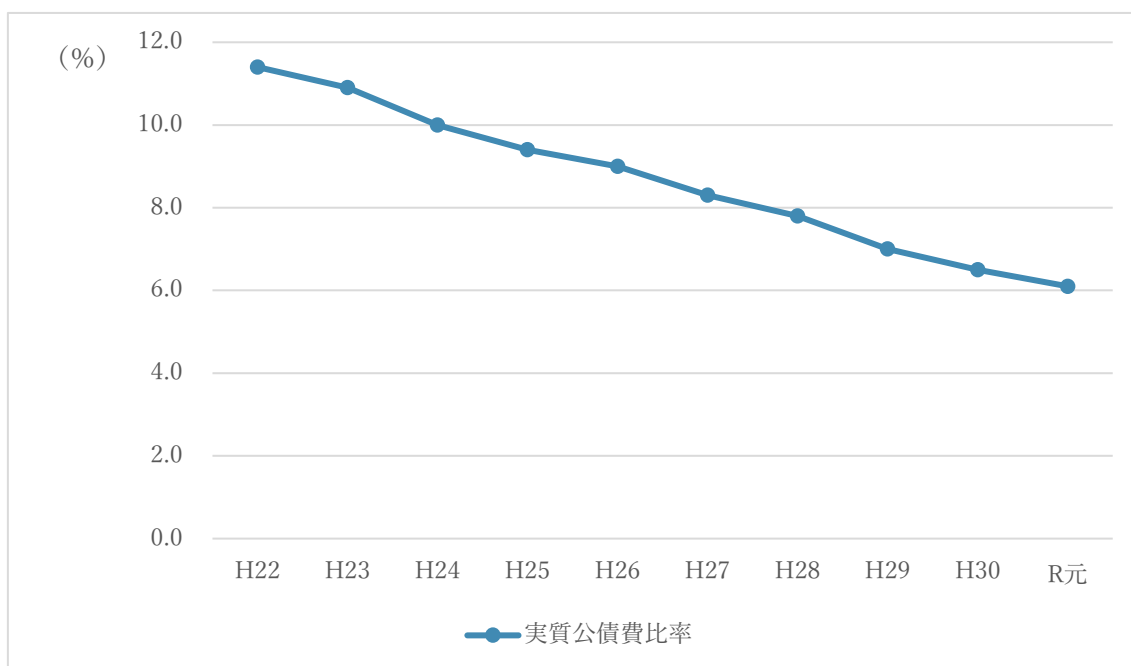
(参考)

H20 久喜	H20 菖蒲	H20 栗橋	H20 鷲宮	H21
95.0	94.8	93.2	94.7	96.3

(2) 実質公債費比率

実質的な公債費が財政に及ぼす負担を表す指標です。これは、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く。）に充当されたものの占める割合で、過去3年間の平均値を使用しています。

本市の令和元年度決算に基づく実質公債費比率は、6.1%（合併時比5.3ポイント減）となっており、減少傾向にあります。



実質公債費比率の推移

(単位：%)

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
実質公債費比率	11.4	10.9	10.0	9.4	9.0	8.3	7.8	7.0	6.5	6.1

(参考1)

H20 久喜	H20 菖蒲	H20 栗橋	H20 鷲宮	H21
9.5	14.0	17.6	16.6	12.2

(参考2)

地方債協議制度における実質公債費比率について、

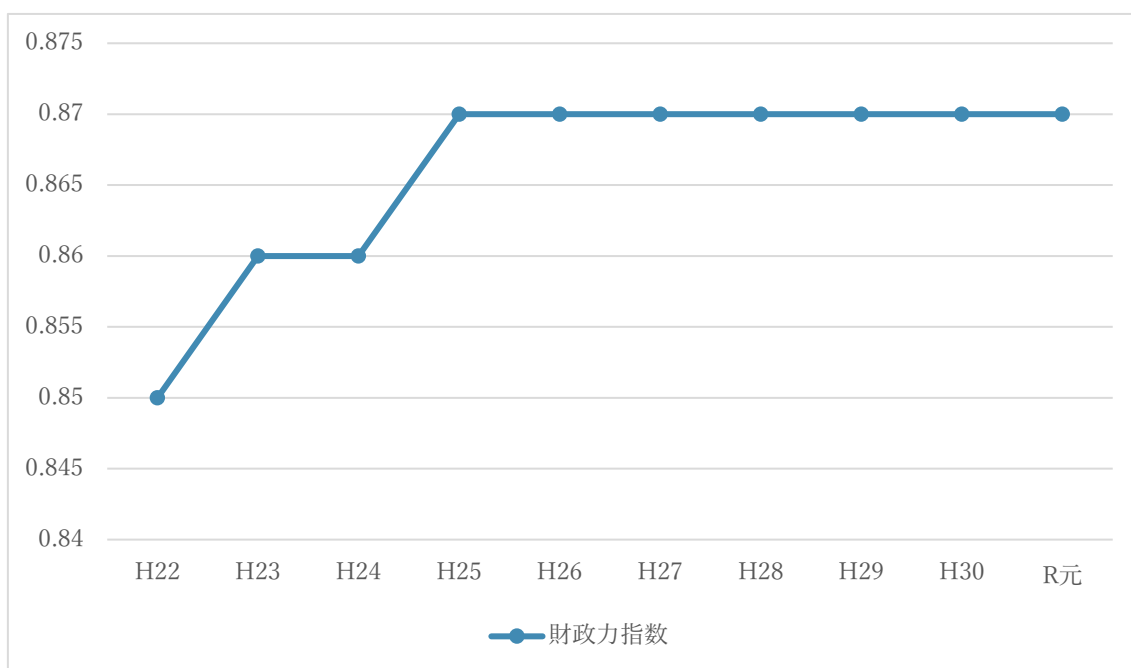
- 18%以上：地方債の発行に際し都道府県知事の許可が必要となる。
- 25%以上：財政健全化団体となり、地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限される。
- 35%以上：財政再生団体となり、上記に加えて一部の一般公共事業債についても制限される。

(3) 財政力指数

地方公共団体の財政的な豊かさを図る指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。1に近くあるいは1を超えるほど財源に余裕があるとされています。

本市の令和元年度決算に基づく財政力指数は、0.87（合併時比0.2ポイント増）となっています。

なお、直近7年間は概ね横ばいで推移しています。



財政力指数の推移

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
財政力指数	0.85	0.86	0.86	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87

(参考)

H20 久喜	H20 菖蒲	H20 栗橋	H20 鷲宮	H21
0.99	0.69	0.81	0.75	0.86

(4) 市債（借入金）残高の推移

1市3町の市町債（借入金）残高については、合併時にすべて新市に引き継がれています。なお、新市においては、事業の優先性や効果などを十分に検証し、新たな市債の発行を計画的に行い、財政の健全化を図っています。

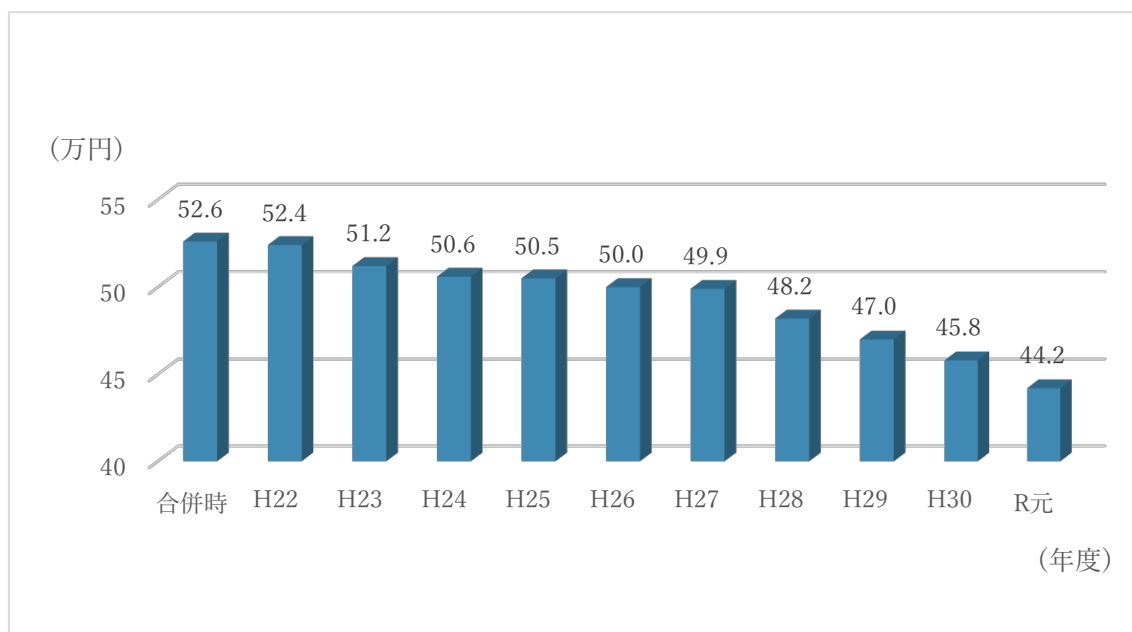
令和元年度末で見ると、市債（借入金）残高については、合併時と比較して約150億円減少し、市民1人当たりの市債（借入金）残高は、合併時と比較して約8.4万円減少しています。

市債（借入金）残高の詳細

(単位：億円)

	合併時	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
一般会計	458.6	470.0	466.7	467.3	474.1	472.3	481.3	464.1	454.3	439.2	421.8
下水道事業	223.8	217.0	212.3	207.7	203.8	201.0	197.9	193.8	190.0	189.4	186.2
農業集落排水事業	59.7	57.2	55.0	53.3	51.3	49.6	48.1	46.6	45.5	44.2	42.7
土地区画整理事業	22.2	19.1	16.6	14.9	12.7	11.0	8.4	6.0	5.0	4.3	3.7
土地取得	5.2	4.8	1.3	1.0	0.6	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
水道事業	56.5	51.5	46.9	43.2	40.0	37.1	34.2	31.2	28.1	25.0	21.9
合計	826.0	819.6	798.8	787.4	782.5	771.3	769.9	741.7	722.9	702.1	676.3

市民1人当たりの市債（借入金）残高



(5) 新市基本計画における財政計画と決算額の比較

歳入

新市基本計画における財政計画

(単位：百万円)

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
地 方 税		22,173	22,334	22,418	22,346	22,233	22,122	22,012	21,901	21,791	21,683
地方譲与税		546	546	546	546	546	546	546	546	546	546
交 付 金		2,139	2,139	2,139	2,139	2,139	2,139	2,139	2,139	2,139	2,139
地方交付税		4,086	3,812	3,630	3,569	3,509	3,037	2,679	2,333	1,996	1,670
分担金・負担金		502	502	502	502	502	502	502	502	502	502
使用料・手数料		452	452	452	452	452	452	452	452	452	452
国庫支出金		4,020	3,901	3,535	3,563	3,606	3,610	3,649	3,685	3,719	3,750
県支出金		2,008	2,033	2,057	2,079	2,099	2,117	2,133	2,148	2,162	2,175
繰入金・繰越金		64	107	360	146	653	734	922	896	783	833
地 方 債		4,495	3,415	2,923	2,918	3,391	2,843	2,818	2,793	2,803	2,874
諸収入・その他		1,075	1,144	1,087	1,027	1,027	1,027	1,027	1,027	1,027	1,027
歳入合計		41,560	40,385	39,649	39,287	40,157	39,129	38,879	38,422	37,920	37,651

※表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしています。

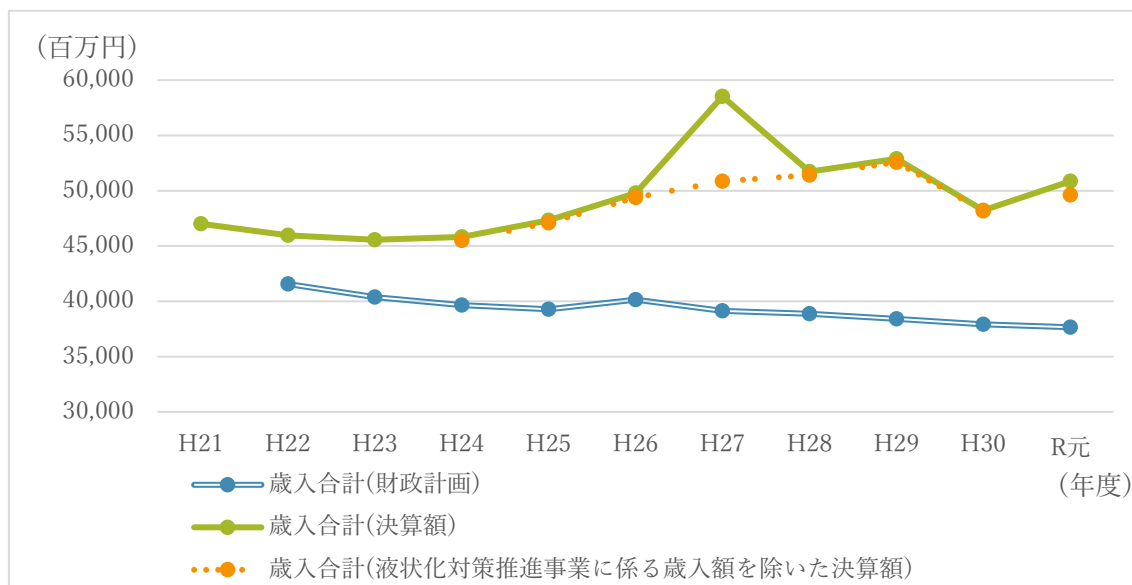
普通会計決算額

(単位：百万円)

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
地 方 税	21,650	21,428	21,423	21,340	21,560	22,117	22,093	22,248	22,565	22,971	23,213
地方譲与税	523	484	473	445	428	411	432	429	428	433	436
交 付 金	1,913	1,826	1,721	1,656	1,783	1,973	3,005	2,653	2,927	3,183	3,214
地方交付税	4,026	5,557	6,058	6,238	5,939	6,151	6,530	5,241	4,864	4,586	4,856
分担金・負担金	1,026	371	437	393	392	408	419	437	427	434	386
使用料・手数料	423	421	392	401	404	401	409	414	411	412	384
国庫支出金	4,982	5,540	5,426	5,463	5,651	6,614	9,618	6,857	7,031	7,048	8,246
県支出金	2,355	2,366	2,371	2,499	2,601	2,858	2,794	3,107	3,087	3,104	3,545
繰入金・繰越金	4,023	1,334	2,180	1,738	1,903	3,279	6,604	6,316	6,655	2,243	2,726
地 方 債	4,733	5,358	3,989	4,419	5,349	4,336	5,092	2,743	3,325	2,676	2,695
諸収入・その他	1,341	1,273	1,093	1,213	1,314	1,230	1,525	1,272	1,152	1,127	1,144
歳入合計	46,995	45,958	45,563	45,805	47,324	49,778	58,521	51,717	52,872	48,217	50,845

※表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしています。

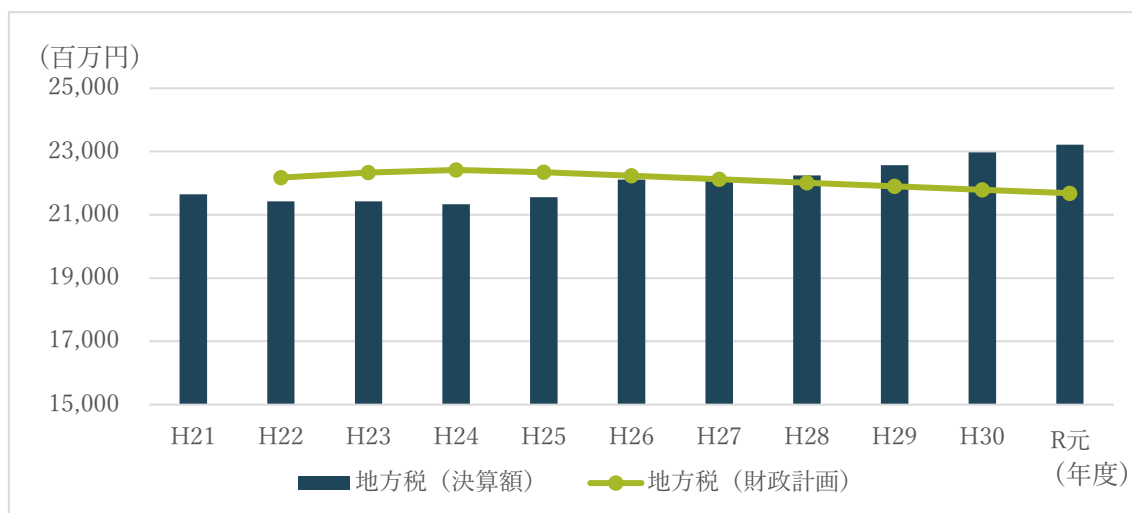
歳入合計における財政計画と決算額の比較



○普通交付税算定方法の見直しや震災復興特別交付税の交付、液状化対策推進事業や国の政策に基づく各制度の創設による各支出金の増加等に伴い、決算額が財政計画を上回っています。

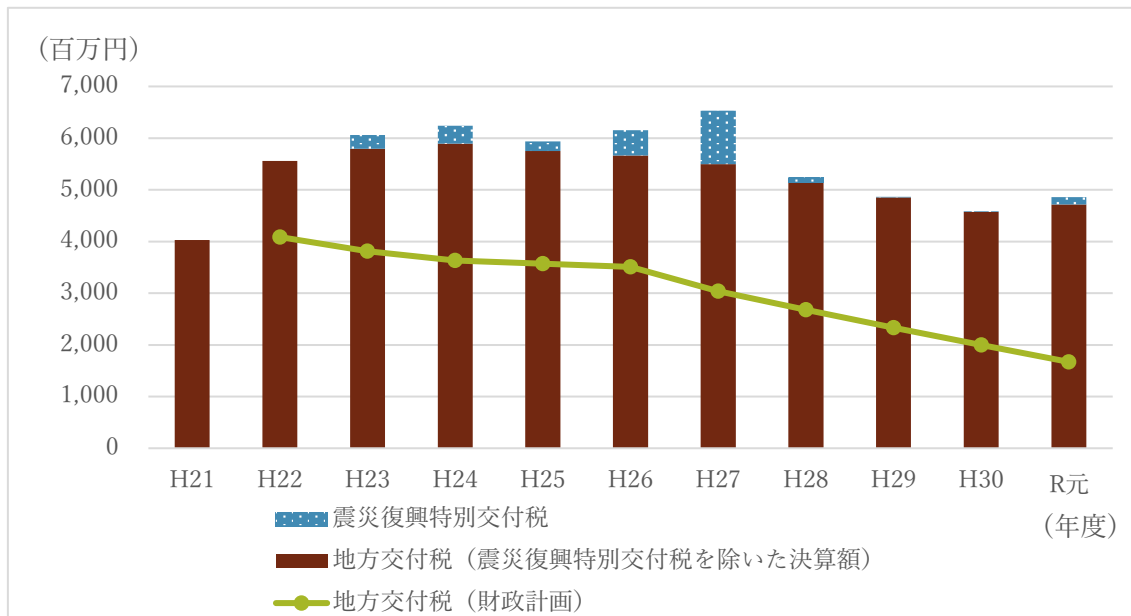
次に主要な歳入である、地方税、地方交付税及び地方債について財政計画と決算額を比較し考察します。

地方税における財政計画と決算額の比較



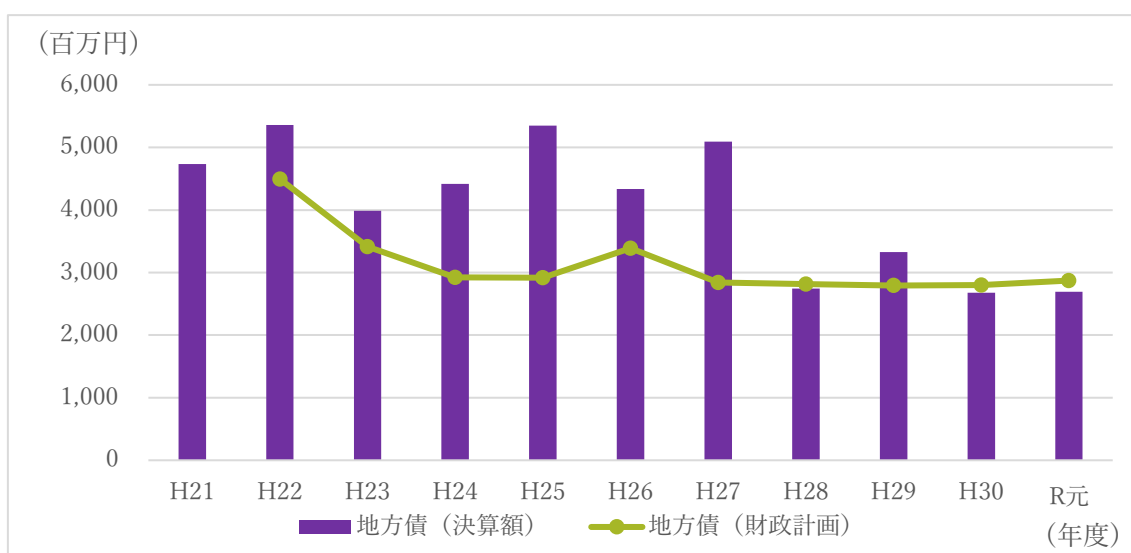
○地方税については、決算額が財政計画よりも低く推移していましたが、近年の緩やかな景気回復の傾向から平成28年度以降は、決算額が財政計画を上回って推移しています。

地方交付税における財政計画と決算額の比較



○地方交付税については、国の地方財政計画における地方交付税総額の増の影響、普通交付税の算定の方法の見直し、震災復興特別交付税の交付等により、決算額が財政計画を上回って推移しています。

地方債における財政計画と決算額の比較



○地方債については、臨時財政対策債が地方財政計画における増の影響、学校や本庁舎等の耐震化に伴う借入れにより、決算額が財政計画を概ね上回って推移していましたが、近年は、新規借入れの抑制や基金からの繰入金等により起債対象事業費が抑えられた影響により、財政計画を概ね下回って推移しています。

歳出

新市基本計画における財政計画

(単位：百万円)

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
人 件 費		8,461	8,302	8,146	7,991	7,884	7,660	7,442	7,074	6,990	6,867
扶 助 費		6,035	6,172	6,297	6,412	6,517	6,614	6,699	6,776	6,847	6,914
公 債 費		4,918	4,960	5,490	4,875	4,812	4,462	4,385	4,365	4,280	4,275
物 件 費		5,356	5,277	5,198	5,119	5,040	4,961	4,882	4,803	4,724	4,645
維持補修費		384	384	384	384	384	384	384	384	384	384
補 助 費 等		6,169	6,169	6,203	6,223	6,223	6,223	6,138	6,138	6,104	6,084
繰 出 金		5,084	5,124	5,165	5,207	5,260	5,316	5,372	5,431	5,492	5,555
投資・出資・貸付金		27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
積 立 金		11	107	210	50	326	367	461	448	0	0
普通建設事業費		5,115	3,564	2,428	2,346	2,950	2,193	2,193	2,193	2,239	2,368
災 害 復 旧 費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳 出 合 計		41,560	40,086	39,548	38,634	39,423	38,207	37,983	37,639	37,087	37,119

※表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしています。

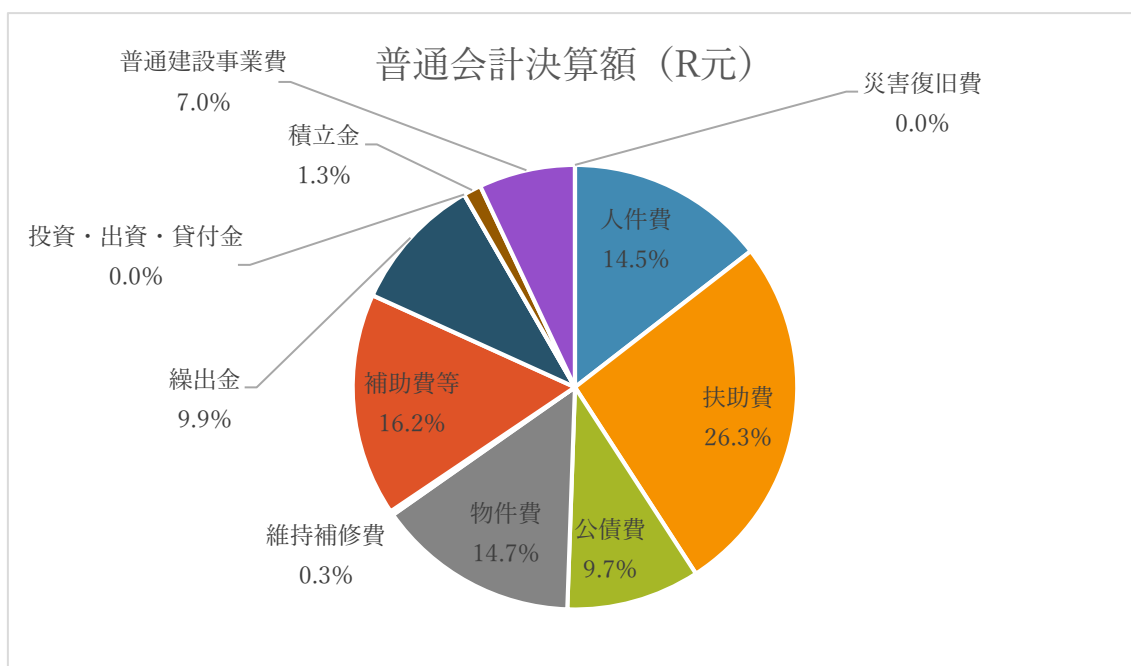
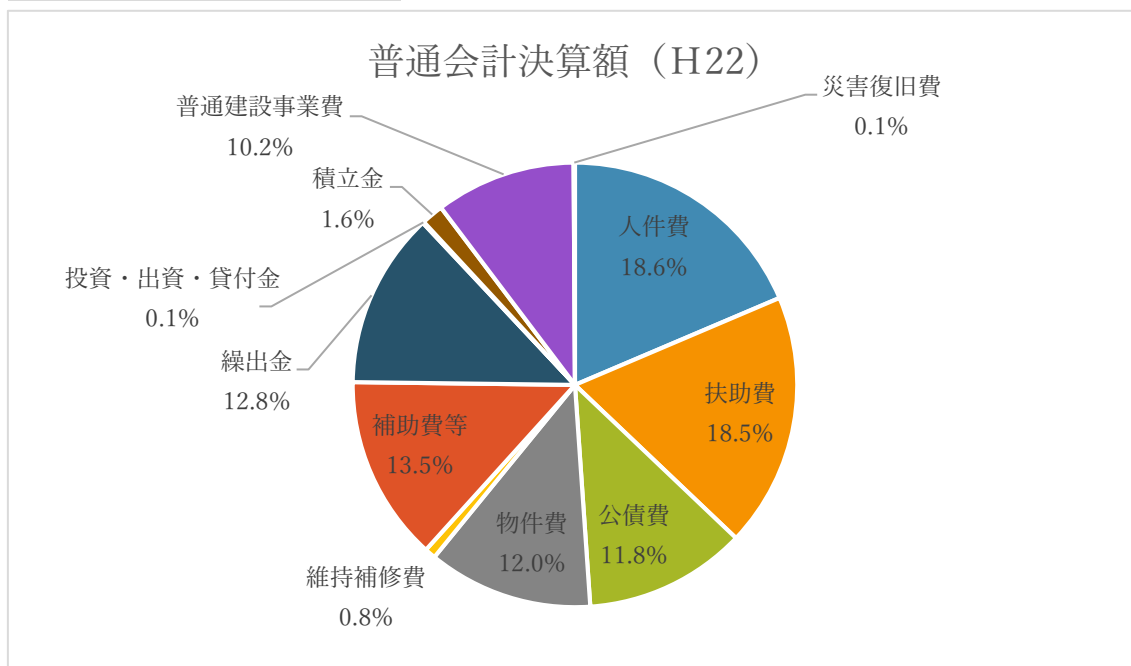
普通会計決算額

(単位：百万円)

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
人 件 費	8,486	8,130	8,003	7,779	7,368	7,465	7,368	7,258	7,180	7,235	7,085
扶 助 費	4,820	8,076	8,700	9,262	9,563	10,239	10,785	11,353	11,866	12,124	12,810
公 債 費	5,164	5,145	5,492	5,082	5,409	5,136	4,844	5,019	4,774	4,568	4,745
物 件 費	6,089	5,219	5,725	5,617	6,255	5,899	6,135	6,556	6,731	6,670	7,171
維持補修費	350	333	322	437	347	343	265	348	292	156	152
補 助 費 等	8,972	5,904	5,813	5,632	5,910	6,375	6,155	6,111	7,964	7,793	7,902
繰 出 金	5,438	5,601	5,633	6,126	5,780	6,093	6,166	6,227	4,591	4,719	4,806
投資・出資・貸付金	16	26	18	22	22	24	18	14	15	12	9
積 立 金	326	714	209	376	226	1,277	4,877	667	1,334	114	655
普通建設事業費	5,242	4,436	2,973	3,265	4,365	4,691	5,544	3,682	6,599	3,248	3,417
災 害 復 旧 費	0	27	197	37	0	0	0	0	0	0	0
歳 出 合 計	44,903	43,611	43,085	43,635	45,245	47,542	52,157	47,235	51,346	46,639	48,752

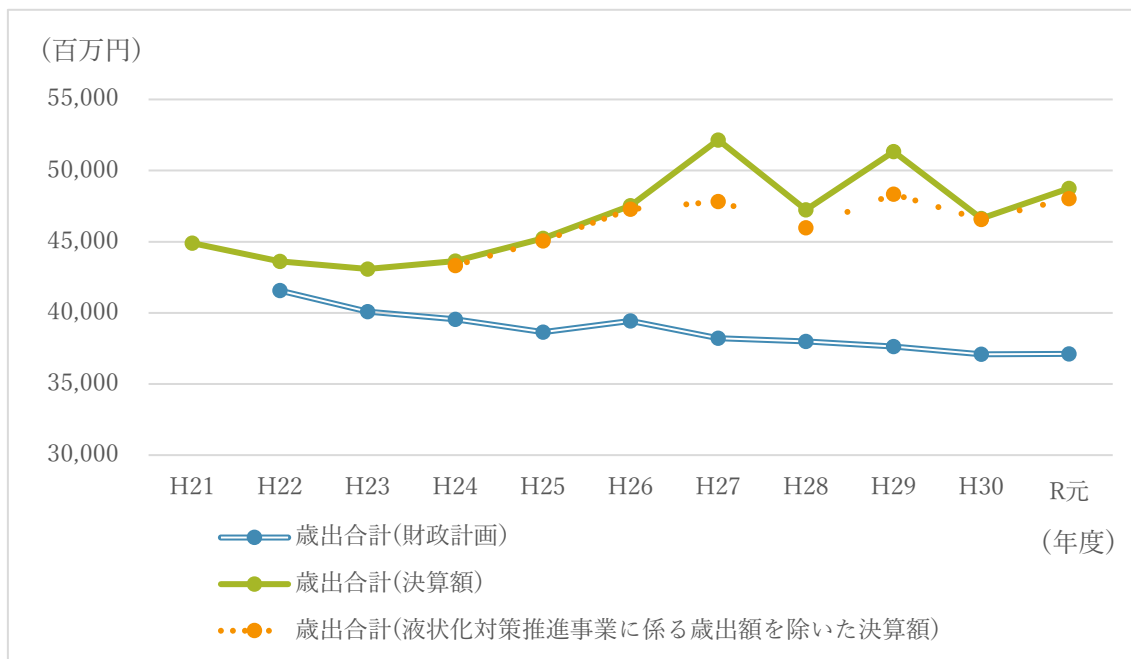
※表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしています。

歳出構造（性質別内訳）の変化



○平成22年度と令和元年度の歳出構造（性質別内訳）を比較すると、人件費、公債費及び繰出金の割合が減少し、扶助費、物件費及び補助費等の占める割合が増加しています。

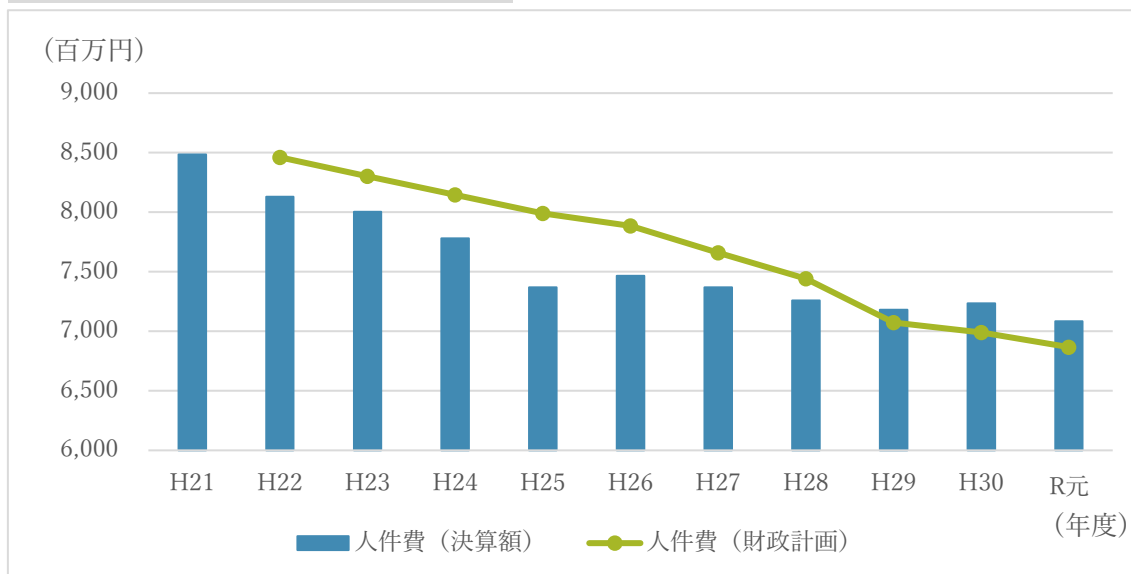
歳出合計における財政計画と決算額の比較



○国の制度改正や経済対策による扶助費の増、学校や本庁舎等の耐震化事業、新市の一体化のための道路整備事業、液化化対策事業の増等による普通建設事業費の増、新たな施設への指定管理者制度の導入、予防接種の増、液化化対策事業に係る委託料の増等による物件費の増等により、決算額が財政計画を上回って推移しました。

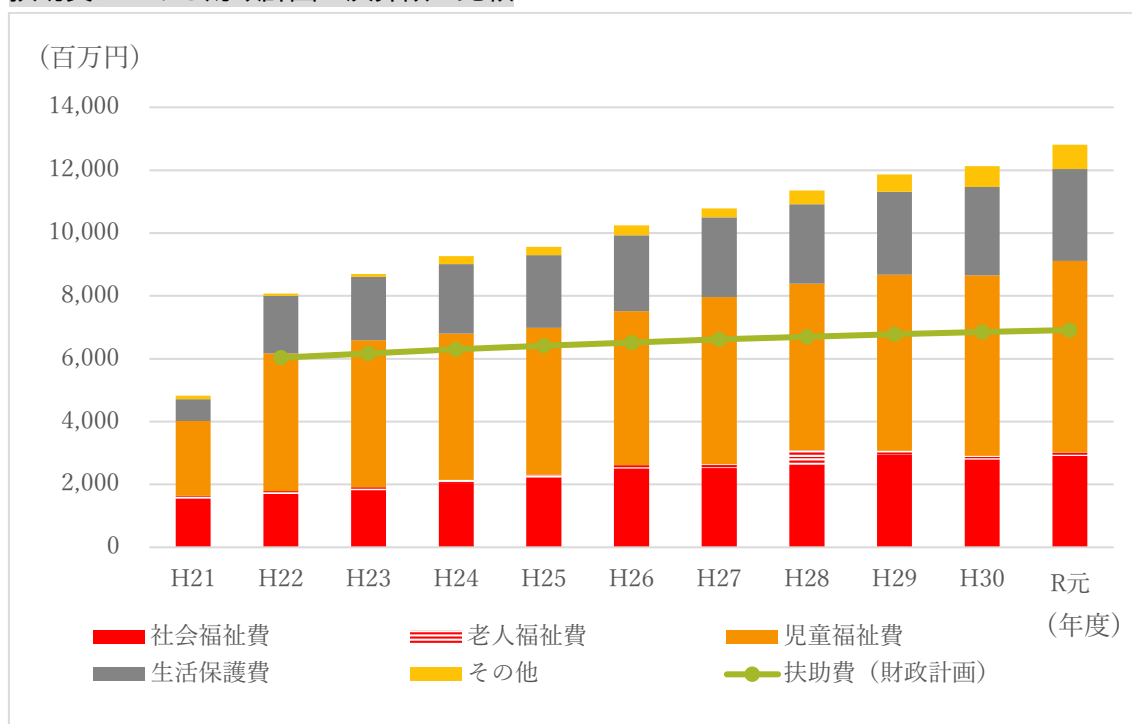
次に主要な歳出である、人件費、扶助費、物件費及び普通建設事業費について財政計画と決算額を比較し考察します。

人件費における財政計画と決算額の比較



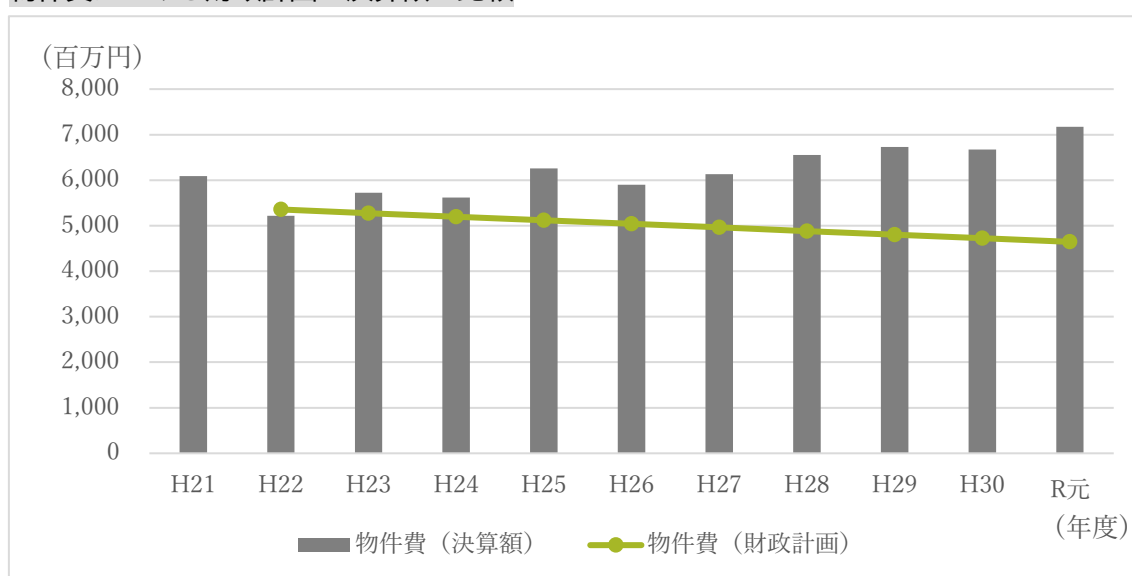
- 人件費については一般職員の削減により、概ね財政計画を下回り推移しています。
- 平成25年度は給与の減額改定があったため決算額が減少しています。

扶助費における財政計画と決算額の比較



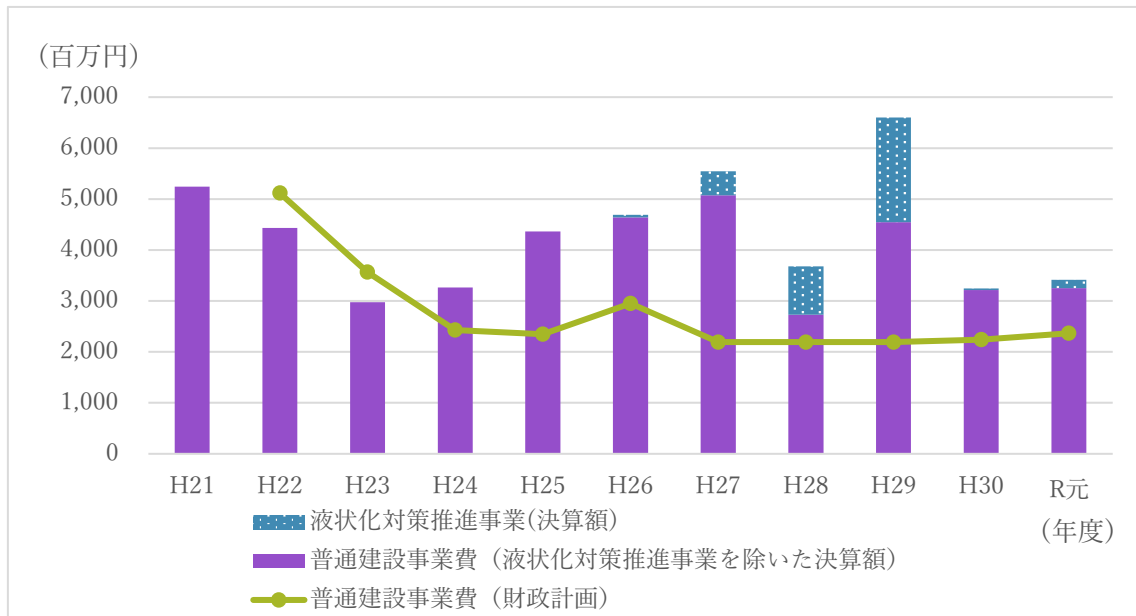
○扶助費については、平成22年度の子ども手当の創設、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の開始等の国の少子化対策に伴う公費負担の増加、生活保護世帯数の増加、臨時の経済対策等により、決算額が財政計画を大幅に上回っています

物件費における財政計画と決算額の比較



○物件費については、行政運営を効果的・効率的にするため、新たな施設への指定管理者制度の導入等の民間委託を推進したこと、予防接種の増加、液状化対策事業に伴う委託料の増加、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」の施行に伴うシステムの構築・改修による委託料の増加等により、決算額が財政計画を上回っています。

普通建設事業費における財政計画と決算額の比較



○普通建設事業費については、学校や本庁舎等の耐震化事業、合併後に決定した新市の一体性を図るための幹線道路の整備、液状化対策推進事業等により決算額が財政計画を上回っています。

(6) 行政事務経費（物件費）の検証

合併による行政事務の一元化や一括発注による効率化による行政事務経費（物件費）の削減額として、約43億円を見込んでいましたが、民間委託の推進、予防接種の増加、液状化対策事業に伴う委託料の増加、マイナンバー制度の施行に伴う委託料の増加等に伴い、10年間で約10.9億円の増加となりました。

事務経費の決算額

(単位：百万円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	削減額
事務経費 (物件費)	6,089	5,219	5,725	5,617	6,255	5,899	6,135	6,556	6,731	6,670	7,171	
比較(各年-H21)		▲ 870	▲ 364	▲ 472	166	▲ 190	46	467	642	581	1,082	1,088

(7) 合併に伴う財政支援措置の状況

①普通交付税の合併算定替

合併後5年間は合併前の旧市町ごとに算定した額を下回らないように普通交付税が算定される特例措置として「合併算定替」がなされ、その後は5年間を掛けて算定の割合が縮減されます。本市において、合併後の新市として算定される額（一本算定額）と合併算定替額との差額（効果額）は、10年間で約169億円（当初計画では、約132億円見込み）となりました。

一本算定と合併算定替との比較

(単位：百万円)

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	計
合併算定替額	4,854	4,907	5,018	4,882	4,784	4,605	4,320	4,082	3,826	3,963	45,241
一本算定額	3,031	2,666	2,729	2,712	2,591	2,688	2,823	2,936	2,879	3,334	28,389
比較(効果額)	1,823	2,241	2,289	2,170	2,193	1,917	1,497	1,146	947	629	16,852

②合併推進債

合併推進債は、合併した自治体が合併市町村基本計画に基づき実施する事業に対して起債するもので、発行した地方債の後年度の元利償還金に対し40%（※既存の公共用施設を廃止して行う統合施設の整備等であって合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業は50%）が普通交付税により措置されます。

本市では、新市基本計画に基づき、以下の事業に対し当該地方債を発行しています。

合併推進債を活用した事業

(単位：千円)

No.	借入年度	事業名	借入額
1	H21	電算システム統合事業	486,600
2	H22	私立保育園施設整備費補助事業	36,100
3		認定こども園施設整備費補助事業	12,800
4		防災行政無線統合整備事業	43,400
5	H23	地域子育て支援センター整備事業	72,800
6		保育施設更新事業	5,400
7		保育所建設補助事業	16,300
8	H24	西堀・北中曽根線道路整備事業	700
9		保育施設更新事業	262,700
10		私立保育所施設整備費補助事業	42,300
11		保育所建設補助事業（繰越分）	5,100

No.	借入年度	事業名	借入額
12	H25	第二庁舎改修事業	176,600
13		保育施設更新事業	163,800
14		私立保育所施設整備補助事業	10,200
15		放課後児童クラブ施設整備事業	57,100
16		西堀・北中曽根線道路改良事業	22,500
17		西堀・北中曽根線道路改良事業（繰越分）	25,800
18		鷺宮産業団地・青毛線道路整備事業	3,700
19		街路整備事業	189,600
20		H26	私立保育所施設整備費補助事業
21	放課後児童クラブ施設整備事業		88,800
22	西堀・北中曽根線道路改良事業		50,000
23	西堀・北中曽根線道路改良事業（繰越分）		11,900
24	（仮称）菖蒲運動公園整備事業		59,200
25	佐間・八甫線整備事業		11,300
26	H27	第二庁舎改修事業	38,300
27		私立保育所施設整備費補助事業	23,900
28		放課後児童クラブ施設整備事業	95,600
29		中央保育園改修事業	217,700
30		西堀・北中曽根線道路改良事業	206,600
31		西堀・北中曽根線道路改良事業（繰越分）	38,000
32		佐間・八甫線整備事業	31,300
33		（仮称）菖蒲運動公園整備事業	44,700
34		佐間・八甫線整備事業（繰越分）	7,700
35		（仮称）菖蒲運動公園整備事業（繰越分）	197,300

No.	借入年度	事業名	借入額
36	H28	公文書館改修事業	9,000
37		私立保育所施設整備費補助事業	36,600
38		西堀・北中曽根線道路改良事業	52,300
39		佐間・八甫線整備事業	7,700
40		(仮称) 菖蒲運動公園整備事業	13,300
41		佐間・八甫線整備事業(繰越分)	2,100
42		(仮称) 菖蒲運動公園整備事業(繰越分)	72,300
43		H29	公文書館改修事業
44	放課後児童クラブ施設整備事業		14,700
45	私立保育所施設整備費補助事業		13,700
46	西堀・北中曽根線道路改良事業		65,600
47	西堀・北中曽根線道路改良事業(繰越分)		30,400
48	佐間・八甫線整備事業		14,000
49	(仮称) 菖蒲運動公園整備事業		68,300
50	佐間・八甫線整備事業(H27 繰越分)		800
51	佐間・八甫線整備事業(繰越分)		15,200
52	H30		私立保育所施設整備費補助事業
53		桜田小学校学童クラブ整備事業	141,700
54		西堀・北中曽根線道路改良事業	22,800
55		西堀・北中曽根線道路改良事業(繰越分)	14,100
56		佐間・八甫線整備事業	87,600
57		(仮称) 菖蒲運動公園整備事業	123,500

No.	借入年度	事業名	借入額
58	R元	私立保育所施設整備費補助事業	10,300
59		西掘・北中曽根線道路改良事業	50,400
60		西掘・北中曽根線道路改良事業（繰越分）	22,900
61		東鷲宮駅周辺整備事業	43,500
62		佐間・八甫線整備事業	60,100
63		（仮称）菖蒲運動公園整備事業	101,500
64		（仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園整備事業	20,900
65		学校給食センター整備事業	98,600
合 計			4,186,600

2 首長等の特別職の削減

1市3町それぞれに市(町)長をはじめとした特別職がいましたが、合併により、特別職の定数が削減されたことにより、それらの職に係る給与が10年間で約9.2億円の削減(当初計画では、約14億円の削減見込み)となりました。

なお、ここで言う特別職とは、市(町)長、副市(町)長、教育長、教育委員、農業委員、選挙管理委員、監査委員、公平委員、固定資産評価委員を指します。

各特別職の定数の推移

(令和2年4月1日現在)

	合併時				現在		備考
	定数				定数		
市(町)長	久喜市	1	栗橋町	1	新市	1	合併直後から変わらず
	菖蒲町	1	鷲宮町	1			
副市(町)長	久喜市	1	栗橋町	1	新市	1	合併直後から変わらず
	菖蒲町	1	鷲宮町	1			
教育長	久喜市	1	栗橋町	1	新市	1	合併直後から変わらず
	菖蒲町	1	鷲宮町	1			
教育委員	久喜市	4	栗橋町	4	新市	4	合併直後から変わらず
	菖蒲町	4	鷲宮町	4			
農業委員	久喜市	17	栗橋町	16	新市	19	合併直後は38人、H28から19人
	菖蒲町	22	鷲宮町	15			
選挙管理 委員	久喜市	4	栗橋町	4	新市	4	合併直後から変わらず
	菖蒲町	4	鷲宮町	4			
監査委員	久喜市	2	栗橋町	2	新市	2	合併直後から変わらず
	菖蒲町	2	鷲宮町	2			
公平委員	久喜市	3	栗橋町	3	新市	3	合併直後から変わらず
	菖蒲町	3	鷲宮町	3			
固定資産評 価審査委員	久喜市	3	栗橋町	3	新市	4	合併直後から変わらず
	菖蒲町	3	鷲宮町	3			

各特別職の決算額

(単位：百万円)

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	削減額
市(町)長等 特別職給与	125	32	40	39	39	41	41	43	43	36	43	
行政委員報酬	22	20	16	16	16	16	21	12	12	13	13	
合計	147	52	56	55	55	57	62	55	55	49	56	
比較(各年-H21)		▲95	▲91	▲92	▲92	▲90	▲85	▲92	▲92	▲98	▲91	▲918

3 議会議員の削減

1市3町それぞれに市(町)議会議員がいましたが、合併により、議員の定数が削減されたことにより、議会議員の報酬等が10年間で累計約9.3億円の削減(当初計画では、約10億円の削減見込み)となりました。

議会議員の定数の推移

(令和2年4月1日現在)

	合併時				現在		備考
	定数				定数		
議会議員	久喜市	22	栗橋町	14	新市	27	合併直後は34人、H26から30人、H30から27人
	菖蒲町	12	鷲宮町	12			

議会議員の決算額

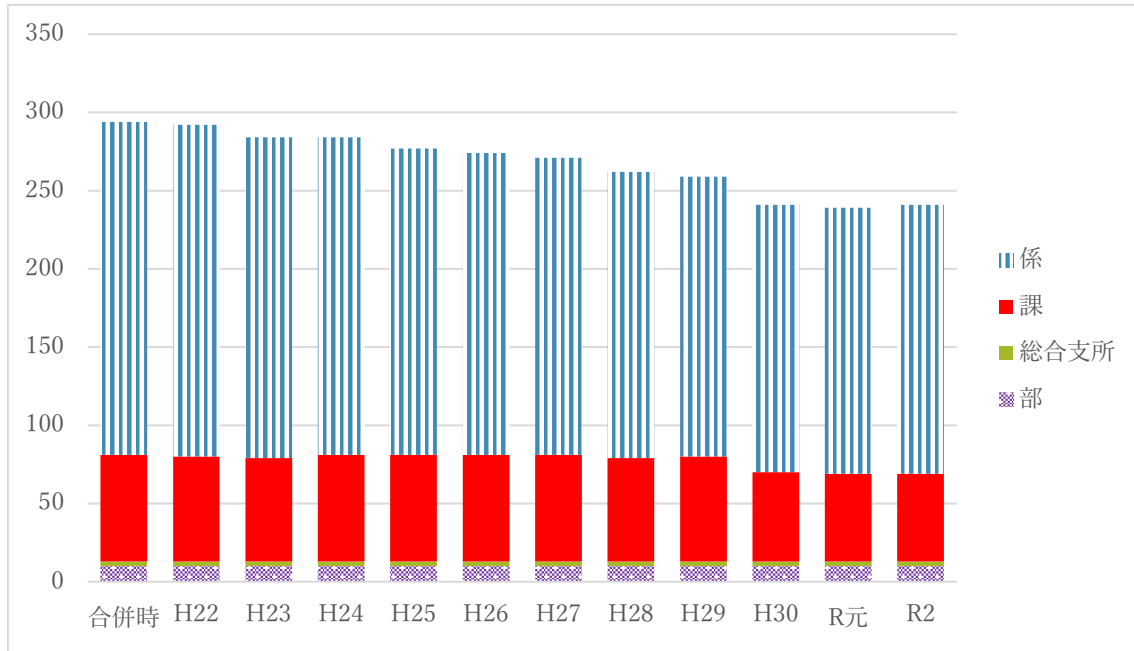
(単位：百万円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	削減額
報酬等	293	184	215	212	213	191	180	202	204	199	205	
比較(各年-H21)		▲109	▲78	▲81	▲80	▲102	▲113	▲91	▲89	▲94	▲88	▲925

4 効率的な組織機構の構築

合併により、専門的な知識を有する優れた人材を育成確保するとともに、簡素で効率的な行政組織を作ることを目指し、組織機構改革を行ってきました。

部、課、係数の推移



○部及び総合支所の数は、合併時から増減はありません。

○課及び係については、12課41係を削減（合併時：10部3総合支所68課213係
⇒令和2年4月：10部3総合支所56課172係）

部、課、係数の推移

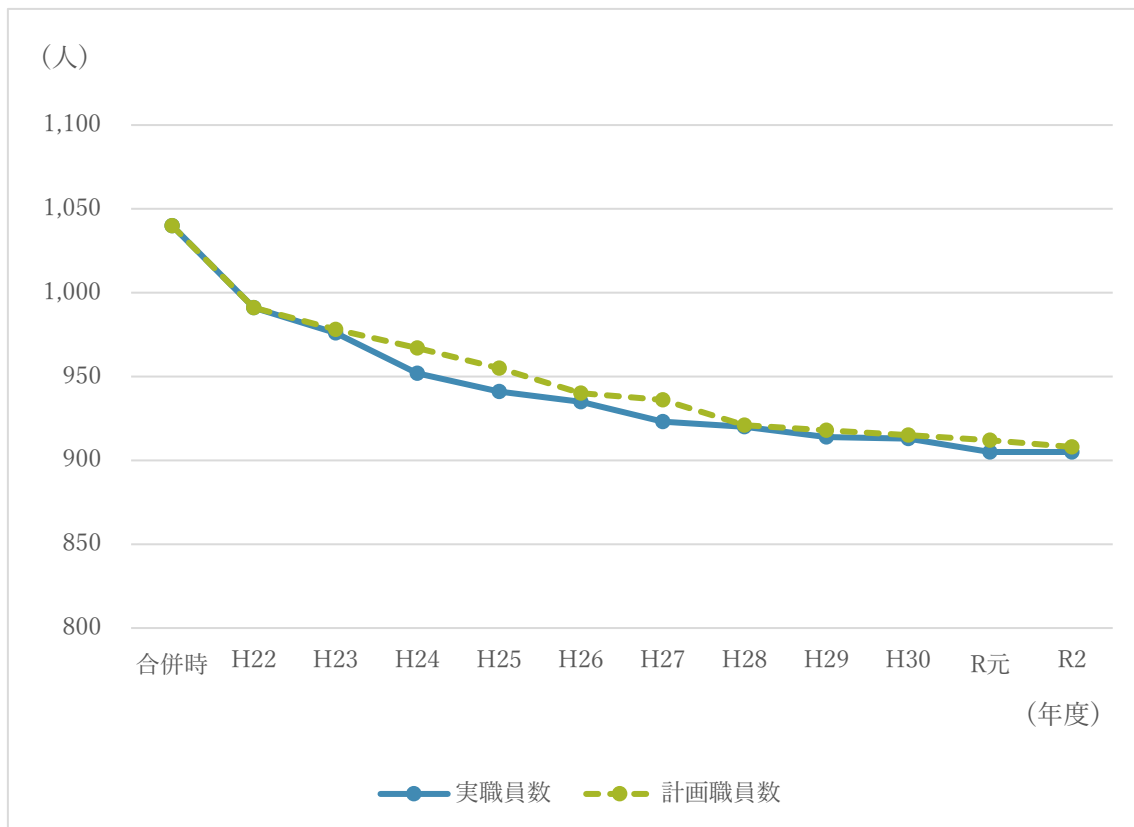
	合併時	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
部	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
総合支所	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
課	68	67	66	68	68	68	68	66	67	57	56	56
係	213	212	205	203	196	193	190	183	179	171	170	172

※部、総合支所、課、係の数え方については、現在の方法に合わせています。

5 職員数の適正化

権限移譲や福祉部門における行政サービスの需要増などにより、市が担うべき事務が増える中、最小の経費で最大の行政効果を上げるため、民間委託の推進や臨時職員等の活用に取り組み、久喜市定員適正化計画に基づく職員数の見直しを実施してきました。

職員数の推移



○一般職職員を135人削減（合併時：1,040人⇒令和2年4月：905人）

○人件費の削減額は、累計約68億円（令和元年度決算まで。当初計画では約32億円）

職員数の推移

（各年4月1日現在、単位：人）

	合併時	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
計画職員数	1,040	991	978	967	955	940	936	921	918	915	912	908
実職員数	1,040	991	976	952	941	935	923	920	914	913	905	905
前年比	—	▲49	▲15	▲24	▲11	▲6	▲12	▲3	▲6	▲1	▲8	0

一般職職員人件費（職員給）の決算額

（単位：百万円）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	削減額
人件費（職員給）	5,557	5,308	5,128	4,979	4,693	4,848	4,779	4,815	4,719	4,813	4,734	
比較(各年-H21)		▲249	▲429	▲578	▲864	▲709	▲778	▲742	▲838	▲744	▲823	▲6,754

IV 事業の調整、負担とサービスについての検証

1 事業の調整状況

合併協議会で確認された合併協定項目について、合併協定書で合併後1～3年以内に調整すると明記された48事業の令和元年度末までの調整状況については、以下のとおりです。

○合併後1～3年以内に調整すると明記された48事業の調整状況

1年以内調整状況（事業数20）・・・平成27年度までに全て調整完了。

調整状況	数	調整済率	備考
平成22年度調整済	12	60.0%	予定どおりに完了
平成23年度調整済	4	80.0%	1年遅れ
平成24年度調整済	1	85.0%	2年遅れ
平成25年度調整済	2	95.0%	3年遅れ
平成27年度調整済	1	100.0%	5年遅れ
計	20	100.0%	

<平成22年度調整済>

	事業名	調整状況
1	人権相談	久喜市人権擁護相談所要綱を制定し、事業を実施している。
2	行政情報提供の指針	平成23年3月「行政情報提供のための指針」を定め、庁内へ周知した。
3	市民懇談会事業	平成22年6月に実施要領を定めて、同年11月に事業を実施した。
4	行政評価システム推進事業	旧久喜市で実施してきた行政評価システムを踏まえて、新市の行政評価システムの全体計画を策定した。また、平成23年度は事務事業評価のモデル評価を実施した。
5	廃棄物減量等推進員制度	久喜宮代衛生組合として、廃棄物減量等推進員の委嘱を全地区で完了した。また制度内容として、謝礼金の統一や基本的業務内容の一元化を図った。
6	農業振興地域整備計画	旧1市3町の農業振興地域整備計画を基本に、新市の計画として文言整理等を図った。
7	農業振興協議会	「久喜市農業振興協議会条例」を制定した。
8	市(町)民農園・体験農園	しみん農園利用に係る利用手続等を統一した「久喜市しみん農園条例施行規則」を制定した。なお、農園の使用料については、農機具等の付帯設備の違いから旧市町の料金を存続させている。
9	生活機能評価に係る外部機関との調整	外部関係機関（市医師会）と調整を行い、平成22年7月から、市内4地区で生活機能評価の個別受診を実施した。

10	ファミリー・サポート・センター運営事業	合併時に開設されていた久喜地区、栗橋地区に加えて、平成 23 年 2 月から菖蒲地区、鷲宮地区にセンターを開設し、市内 4 地区すべてにファミリー・サポート・センターが整備された。
11	特定健康診査等事業に係る外部関係機関との調整	外部関係機関（南埼玉郡医師会）との調整を行った。その調整に基づき、集団健診を廃止し、個別健診に統一し平成 23 年度から実施している。
12	小・中学校通学区域の弾力化	久喜市立小・中学校学区等審議会の答申を基に、教育委員会における審議の結果、現行の学校選択制度は、選択理由のほとんどが「久喜市就学指定校変更承認基準」により対応できるため、経過措置を設けて、平成 23 年度入学者をもって廃止とした。

<平成 23 年度調整済>

	事業名	調整状況
1	自治基本条例	市民ワークショップ、久喜市自治基本条例策定審議会、パブリック・コメント（平成 23 年 8 月 15 日～9 月 13 日）等の市民参加を得ながら策定を進め、平成 23 年 11 月定例会に条例案を上程し、同年 12 月 21 日に可決され、平成 24 年 4 月 1 日に施行した。
2	コミュニティセンターの管理・運営	利用時間、休館日及び使用料等の調整が図られ、平成 23 年 6 月定例会で条例の改正が可決された。また、運用マニュアルを作成して統一した運用・管理に努めている。
3	地域防災計画	パブリック・コメント（平成 23 年 2 月 1 日～3 月 2 日）を実施し、その意見を踏まえ、久喜市防災会議の検討を経て、平成 23 年 8 月 1 日に策定した。
4	国民保護計画	パブリック・コメント（平成 23 年 3 月 10 日～4 月 9 日）を実施し、その意見を踏まえ、久喜市国民保護協議会の検討を経て、平成 23 年 6 月 13 日に策定した。

<平成 24 年度調整済>

	事業名	調整状況
1	人権施策推進指針及び同実施計画	平成 25 年 3 月に策定済みである。

<平成 25 年度調整済>

	事業名	調整状況
1	市内循環バス運行事業	平成 24 年 6 月定例会において、久喜市地域公共交通会議条例の議決を受け、平成 24 年 10 月から、久喜市地域公共交通会議を開催している。 同会議において、久喜地区で運行している市内循環バスを、菖蒲町三箇地区及びわし宮団地まで延伸させ、また、菖蒲地区及び栗橋・鷲宮地区をそれぞれの運行対象エリアとしたデマンド交通を導入する内容で協議が調ったところである。 平成 25 年 4 月には、これらの協議内容をもとに、市内循環バスの再編とデマンド交通の具体的な取り組みに関する「久喜市地域公共交通計画」を策定し、平成 25 年 10 月 22 日から、市内循環バスの延伸及びデマンド交通の運行を開始した。
2	コミュニティ事業	4 地区のコミュニティ推進協議会による統一に向けた検討会議を開催するとともに、合同研修会を実施する等、統一に向けた調整を図り、平成 25 年 8 月に新市全体のコミュニティ推進協議会として、久喜市コミュニティ推進連絡協議会が設立された。

<平成 27 年度調整済>

	事業名	調整状況
1	観光協会補助事業	久喜市観光協会、久喜市菖蒲観光交流協会、久喜市栗橋観光協会が、平成 27 年 3 月 31 日をもって解散し、3 つの観光協会を統合した新たな久喜市観光協会が設立された。

2 年以内調整状況（事業数 12）・・・平成 24 年度までに全て調整完了。

調整状況	数	調整済率	備考
平成 23 年度調整済	11	91.7%	予定どおりに完了
平成 24 年度調整済	1	100.0%	1 年遅れ
計	12	100.0%	

<平成 23 年度調整済>

	事業名	調整状況
1	国民健康保険税の税率等	久喜市国民健康保険運営協議会で検討し、平成 23 年 11 月定例会において税率改正案が議決され、平成 24 年度から新税率（統一税率）で課税している。

2	男女共同参画計画	久喜市男女共同参画審議会が答申案についてパブリック・コメント（平成 23 年 10 月 11 日～11 月 10 日）を実施し、その意見を踏まえ検討し、庁内会議（久喜市男女共同参画行政推進会議）の検討を経て、平成 24 年 3 月に策定した。
3	障がい者計画・障がい福祉計画	久喜市障がい者施策推進協議会及び久喜市障がい者計画策定庁内会議で検討した後、計画素案に係るパブリック・コメント（平成 24 年 1 月 11 日～2 月 10 日）を実施し、その意見を踏まえ、久喜市障がい者施策推進協議会の検討を経て、平成 24 年 3 月に策定した。
4	地域福祉総合計画	久喜市健康福祉推進委員会及び久喜市地域福祉総合計画庁内推進会議で検討した後、パブリック・コメント（平成 24 年 1 月 6 日～2 月 6 日）の実施を経て、平成 24 年 3 月に久喜市社会福祉協議会との協働による計画を策定した。
5	健康増進計画	久喜市健康づくり推進会議及び久喜市健康づくり庁内連絡会議で検討した後、パブリック・コメント（平成 24 年 1 月 17 日～2 月 15 日）の実施を経て、平成 24 年 3 月に策定した。
6	食育推進計画	久喜市食育推進会議及び久喜市食育推進庁内連絡会議で検討した後、パブリック・コメント（平成 24 年 1 月 5 日～2 月 3 日）の実施を経て、平成 24 年 3 月に策定した。
7	地球温暖化対策	基準量及び削減量を設定するための各種調査を実施し、計画年度を 5 年間とする「久喜市環境保全率先実行計画」を平成 24 年 3 月に策定した。
8	環境マネジメントシステム運用事業	平成 24 年 1 月に環境管理委員会の審議を経て、実施要領、附属文書集を改定し、平成 24 年 4 月から市全体で運用を開始した。
9	水道事業拡張・整備計画	パブリック・コメント（平成 23 年 4 月 20 日～5 月 19 日）の実施、久喜市水道事業運営審議会の答申を踏まえ、平成 23 年 7 月 15 日に「久喜市水道ビジョン～久喜市水道事業基本計画～」を策定した。また、厚生労働大臣の久喜市水道事業経営変更認可を経て、平成 24 年 4 月 1 日に水道事業拡張・整備計画を統一した。
10	水道料金及び水道加入金	久喜市水道事業運営審議会の統一改定の答申を経て、平成 23 年 9 月議会において条例改正案が可決され、平成 24 年 4 月 1 日に水道料金及び水道加入金を統一した。ただし、水道料金は、経過措置により、平成 24 年 6 月検針分から適用とした。
11	学校給食（保護者負担分）	久喜市学校給食審議会の答申を踏まえ、教育委員会定例委員会において議決され、平成 24 年 4 月分の学校給食費（保護者負担分）から統一した。

<平成 24 年度調整済>

	事業名	調整状況
1	環境基本計画	上位計画である、総合振興計画等との整合を図り、平成 25 年 3 月に策定した。

3年以内調整状況（事業数16）・・・1事業を除き平成26年度までに調整完了。

調整状況	数	調整済率	備考
平成 24 年度調整済	9	56.3%	予定どおりに完了
平成 25 年度調整済	5	87.5%	1年遅れ
平成 26 年度調整済	1	93.8%	2年遅れ
令和元年度調整中	1	93.8%	現時点で7年遅れ
計	16	93.8%	調整中1事業

<平成 24 年度調整済>

	事業名	調整状況
1	要援護者見守り支援体制	平成 23 年 8 月から、旧久喜市の例により市内全地区を対象に要援護者見守り支援制度への登録者募集を行い、登録者名簿の作成を行った。また、平成 24 年 1~2 月に、久喜地区・菖蒲地区・栗橋地区・鷲宮地区の各地区において、区長、民生委員・児童委員、自主防災組織の代表者を集めた説明会を開催し、制度の説明を行うとともに、登録者名簿の提供を行った。
2	ごみの排出・収集体制	ごみの分別・資源化については、内部検討により調整を進め、平成 23 年 10 月から八甫清掃センター管内（栗橋・鷲宮地域）において、プラスチック容器包装及び布類の分別・資源化を開始することにより、概ね管内の統一を完了した。 ごみ袋の指定については、久喜宮代衛生組合の廃棄物減量等推進審議会に諮問し、「燃やせるごみ及び燃やせないごみの2種について導入すべし」との答申結果を尊重し、平成 24 年 4 月から全域統一の指定袋を導入した。
3	下水道整備計画	下水道法に基づく事業認可の申請に併せて、下水道整備の計画を作成し、平成 24 年 3 月 30 日に埼玉県知事から事業計画の変更認可を受けた。
4	下水道使用料及び負担金	新しい下水道使用料及び受益者負担金の統一改定案を、久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会に諮問し、答申が出されたところである。これを基に、平成 24 年 9 月定例会において、関係条例・規則等が可決され、平成 25 年度から新しい使用料で賦課している。

5	農業集落排水使用料及び分担金	新しい農業集落排水使用料及び分担金の統一改定案を、久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会に諮問し、答申が出されたところである。これを基に、平成 24 年 9 月定例会において、関係条例・規則等が可決され、平成 25 年度から新しい使用料で賦課している。
6	行政改革推進事業	平成 24 年 3 月に「久喜市行政改革大綱」の策定が完了した。同大綱は、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 カ年を計画期間としており、継続的に行政改革に取り組んでいる。
7	農業集落排水事業	農業集落排水事業は、久喜地区及び菖蒲地区において実施をしているが、維持管理の方法などについて、平成 24 年度に再編が完了した。
8	地区関連行事	各地区体育祭実行委員会へのアンケート結果を基に、地区のコミュニティの推進の場として体育祭を位置づけ、現行どおりの運営方法で実施していくこととした。
9	総合振興計画	平成 25 年 3 月に策定済みである。

<平成 25 年度調整済>

	事業名	調整状況
1	自立支援デイサービス事業	平成 23 年度は、久喜地区 10 会場に加え、菖蒲・栗橋・鷲宮地区において各 1 会場の計 13 会場で実施した。 平成 24 年度は、菖蒲・栗橋地区で各 2 会場・鷲宮地区 4 会場において新たに実施し計 21 会場となり、さらに平成 25 年度は、菖蒲地区の 2 会場で新たに実施し、計 23 会場で実施した。
2	一般廃棄物処理手数料	審議会の答申を基調として条例を改正しており、粗大ごみ処理手数料については平成 23 年 10 月から管内統一を完了している。また、その他一般廃棄物処理手数料（家庭系・事業系・犬猫等動物死体）についても、平成 25 年 10 月から管内統一した手数料とした。
3	商工会補助事業及び商工会合併の促進	平成 24 年 6 月に市内 4 商工会の合併基本協定書の調印を行い、平成 25 年 12 月 1 日に合併した。
4	地区のコミュニティ協議会	4 地区のコミュニティ推進協議会による再編（地区コミュニティ組織の拡充）に向けた検討会議を開催するとともに、自治振興課及び各総合支所市民課にて再編に向けた調整を進めた。 その結果、久喜地区において、3 つの小学校区で地区コミュニティ協議会が設立された。
5	生涯学習基本構想・基本計画	久喜市生涯学習推進計画（まなびすとプラン）として平成 26 年 2 月に策定した。

<平成 26 年度調整済>

	事業名	調整状況
1	緑の基本計画	平成 26 年 11 月に「久喜市緑の基本計画」を策定した。

<令和元年度調整中>

	事業名	調整状況
1	し尿・浄化槽汚泥等の 収集体制及び処理手 数料	<p>し尿等の収集体制及び処理の手数料について、平成 25 年 2 月 8 日に久喜宮代衛生組合から、同組合の廃棄物減量等推進審議会に対し、「し尿・浄化槽汚泥等の収集体制及び手数料について」諮問したところ、平成 27 年 2 月 3 日に「収集手数料については、八甫清掃センター管内において許可事業者が徴収している手数料を基本として 3 年間で段階的に統一し、収集体制については、収集手数料の統一に合わせて、現在八甫清掃センターで実施している「許可方式」に移行することが適当である」との答申を得たところである。</p> <p>これを受け、浄化槽汚泥処理手数料については、平成 28 年度に久喜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正し、浄化槽汚泥の処分に係る手数料を菖蒲地区でも他地区と同様に徴収することとしたことから、当該手数料については久喜市全域で統一された。</p> <p>また、し尿処理手数料については、久喜宮代衛生組合で平成 27 年度に改正を行い、久喜地区の手数料を平成 28 年度から 3 年間で段階的に引き上げることで、平成 30 年度に栗橋鷲宮地区及び菖蒲地区と同水準に統一された。</p> <p>一方、浄化槽汚泥の収集体制については、合併以前より全ての地区が許可方式をとっていたため、すでに統一が図られている。</p> <p>しかし、し尿の収集体制については、栗橋鷲宮地区が許可方式で、久喜地区と菖蒲地区が委託方式であることから、現在も統一されていない状況にある。今後、久喜宮代衛生組合管内である久喜地区と栗橋鷲宮地区の統一にあわせ、菖蒲地区も同様な収集体制となるよう調整していく。</p>

2 負担とサービス

合併協議会で協議された事務事業については、原則的には合併時に統一されました。

ここでは、合併に関する住民説明会で説明された調整内容と調整により負担・サービスにどのような変化が生じたかを地区ごとに比較しました。

なお、市民負担については、負担減少を「○」、負担増大を「▲」と表記し、サービスについては、サービス向上を「◎」、サービス低下を「▼」、どちらとも合併前と変わらないものについては「－」と表記しました。

ここでの市民負担とは、市税や手数料などの市に対する直接的な負担を示し、評価の基準日は事務事業を統一した時点で実施しています。

合併時から現在までの状況

項目	合併時				R2 年度	
	調整内容	久	菖	栗		鷺
個人住民税	均等割 3,000 円	－	－	－	－	H26 年度から 3,500 円
	所得割 6.0%	－	－	－	－	合併時と同じ
法人住民税	均等割 標準税率	－	－	－	－	合併時と同じ
	法人税割 13.3% (参考)					H26.10 月から 10.7%
	旧菖蒲町 13.0% 旧栗橋町 12.3% 旧鷺宮町 13.1%	－	▲	▲	▲	R 元.10 月から 7.0%
固定資産税	税率 1.4%	－	－	－	－	合併時と同じ
都市計画税	税率 0.2% (参考) 旧菖蒲町：課税なし	－	▲	－	－	別表のとおり
国民健康保険税	H24 年度に統一(別表のとおり)				別表のとおり	
介護保険料	合併時に統一(別表のとおり)				別表のとおり	
水道料金	H24 年度に統一(別表のとおり)	▲	▲	○	▲	別表のとおり
下水道使用料	H25 年度に統一(別表のとおり)	▲	▲	○	○	別表のとおり
農業集落排水 使用料	H25 年度に統一(別表のとおり)	▲	▲	/	/	別表のとおり
窓口手数料	住民票、印鑑登録証明書 300 円 所得証明書・課税証明書等 300 円 (参考) 旧菖蒲町・旧栗橋町・旧鷺宮町：200 円	－	▲	▲	▲	合併時と同じ

項目	合併時				R2 年度	
	調整内容	久	菖	栗		鷺
難病患者見舞金	埼玉県知事発行の特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾患医療受給者証の交付を受けている者 10,000 円/年 (参考) 旧菖蒲町・旧栗橋町・旧鷺宮町：未実施 (旧久喜市の事業を全地区へ拡大)	-	◎	◎	◎	合併時と同じ ※制度改正により H27 年 1 月 1 日から指定難病医療受給者証、指定疾患医療受給者証の交付を受けている者も対象
在宅重度心身障害者手当	身体障害者手帳 1・2 級 5,000 円/月 療育手帳④・A 5,000 円/月	-	-	-	-	合併時と同じ
	身体障害者手帳 3 級 3,000 円/月 療育手帳 B 3,000 円/月 (参考) 旧久喜市・旧鷺宮町：未実施 旧菖蒲町：2,000 円/月	◎	◎	-	◎	合併時と同じ
	精神障害者保健福祉手帳 1 級 5,000 円/月 (参考) 旧栗橋町・旧鷺宮町：未実施	-	-	◎	◎	合併時と同じ
	障害児福祉手当又は特別障害者手当との併給：併給なし (参考) 旧菖蒲町：併給あり、3,000 円/月	-	▼	-	-	合併時と同じ
	所得制限 あり	-	-	-	-	合併時と同じ
福祉タクシー利用料助成・自動車燃料費助成	合併時に統一(別表のとおり)				合併時と同じ	
緊急時通報システム	単身又は家族と同居していても同様な状態になる高齢者及び 3 級以上の身体障害者手帳の交付を受けているもの ≪通話料≫直接 N T T へ支払う ≪利用料≫市民税課税世帯 3,600 円/年 非課税世帯 無料	○	▲	-	▲	【固定型】 ≪利用料≫ 市民税課税世帯 3,600 円/年 非課税世帯及び生活保護世帯 無料

項目	合併時				R2 年度	
	調整内容	久	菫	栗		鷺
緊急時通報システム (つづき)	(参考) 旧久喜市：利用料は市民税課税世帯 5,000 円/年、非課税世帯 1,200 円/年 旧菫蒲町・旧鷺宮町：利用料なし					※令和 2 年度から自宅に電話回線がない方向けの緊急時通報システム(携帯型)を導入。 【携帯型】 ≪利用料≫ 市民税課税世帯 9,936 円/年 非課税世帯 6,336 円/年 生活保護世帯 無料 (市民税課税世帯及び非課税世帯のみ撤去費 1,650 円要。)
配食サービス	合併時に統一(別表のとおり)				合併時と同じ	
自立支援(いきいき)デイサービス	合併時に統一(別表のとおり)	-	◎	◎	◎	別表のとおり
介護サービス利用者負担助成	居宅サービス(一部除く)及び地域密着型サービス(一部除く)の利用者で、介護保険料の所得段階が第 1 段階～第 3 段階の者(住民税非課税世帯の 65 歳未満の認定者も同様)に対し助成 ◎第 1 段階 助成率 50% ◎第 2・3 段階 助成率 25% (参考) 旧菫蒲町：第 3 段階の助成なし 旧栗橋町・旧鷺宮町：未実施	-	◎	◎	◎	合併時と同じ

項目	合併時				R2 年度	
	調整内容	久	菖	栗		鷺
介護サービス 支給限度基準額 上乗せ助成	区分支給限度基準額を超えて居宅介護(介護予防)サービスを利用した要介護(支援)認定者に対し助成 ◎超過分のうち、区分支給限度基準額の1割を上限として、その5割を助成 (参考) 旧菖蒲町・旧栗橋町・旧鷺宮町：未実施 (旧久喜市の事業を全地区へ拡大)	—	◎	◎	◎	合併時と同じ
敬老事業	当該年度中に満77歳、満88歳、満99歳以上となる方に敬老祝金を支給 ◀支給額▶ 満77歳及び満88歳 5,000円 満99歳以上 10,000円	—	◎	▼	◎	別表のとおり
子ども医療費	入院：中学校卒業まで	—	◎	◎	—	合併時と同じ
	通院：小学校卒業まで	—	◎	◎	◎	H25年度から中学校卒業まで
	支給内容(別表のとおり)	—	—	◎	◎	合併時と同じ
	所得制限：なし	—	—	—	—	合併時と同じ
	支給方法：市内の指定医療機関は窓口払い 廃止、その他の医療機関は償還払い	—	◎	◎	◎	別表のとおり
保育料	合併時に統一(別表のとおり)	—	○	○	○	別表のとおり
放課後児童クラブ (学童保育)	合併時に統一(別表のとおり)				別表のとおり	
すくすく 出産祝金	市内に引き続き1年以上居住し、第3子以降を出産した方に支給(租税等の滞納のある世帯及び生活保護世帯は除く) 第3子 50,000円 第4子 100,000円 第5子以降 250,000円 (参考) 旧久喜市・旧菖蒲町・旧栗橋町：未実施 旧鷺宮町：第3子 100,000円 第4子 200,000円 第5子以降 500,000円	◎	◎	◎	▼	合併時と同じ

項目	合併時				R2 年度	
	調整内容	久	菫	栗		鷺
がん検診	合併時に統一(別表のとおり)				別表のとおり	
肝炎ウイルス 検診	合併時に統一(別表のとおり) (参考) 旧栗橋町: 75 歳未満 700 円、75 歳以上 200 円 旧鷺宮町: 800 円	-	-	○	○	別表のとおり
健康診査 助成	保健センターで実施するがん検診を受診した国民健康保険の被保険者にかん検診に要した自己負担額を助成 (参考) 旧菫蒲町・旧栗橋町・旧鷺宮町: 未実施 (旧久喜市の事業を全地区へ拡大)	-	◎	◎	◎	合併時と同じ H22 年度から 「がん検診助成 事業」に事業名 を変更し実施
ごみの 分別・収集	統一するまでの間は合併前の現行のとおり実施 (参考) 《可燃ごみ・不燃ごみ処理手数料》 旧久喜市・旧菫蒲町・旧栗橋町・旧鷺宮町: 無料 《粗大ごみ処理手数料》 旧久喜市: 1 点につき 500 円 旧菫蒲町: 10 kg まで 130 円 旧栗橋町: 旧鷺宮町: 1 点につき 700 円 H24 年度に全域統一の指定袋を導入				H23 年 10 月から ごみの分別・資 源化は統一を図 り、久喜宮代衛 生組合で実施	
私立幼稚園就園 奨励費補助	国庫補助対象外で、市内在住の市内外幼稚園在園児の保護者に支給 第 1 子 8,000 円/年、第 2 子 10,500 円/年 第 3 子以降 15,500 円/年 (参考) 旧久喜市: 8,000 円/年 旧菫蒲町・旧鷺宮町: 5,000 円/年 旧栗橋町: 第 1 子 5,700 円/年、第 2 子 10,500 円/年、第 3 子以降 15,500 円/年	◎	◎	◎	◎	令和元年度 10 月から幼児教育 無償化により廃 止
通学区域	H24 年度に統一				変更なし	

項目	合併時				R2 年度	
	調整内容	久	菫	栗		鷺
学校給食	【運営方式】 合併前の現行のとおり実施 合併後に、運営方針を総合的に検討					合併時と同じ ※新たな学校給食センターを建設し、令和3年8月から提供開始予定
	【保護者負担（給食費）＜小学校＞】 H24年度に3,880円/月に統一 （参考） 旧久喜市：4,000円/月 旧菫蒲町：3,600円/月 旧栗橋町・旧鷺宮町：3,700円/月	○	▲	▲	▲	4,150円/月
	【保護者負担（給食費）＜中学校＞】 H24年度に4,600円/月に統一 （参考） 旧久喜市：4,750円/月 旧菫蒲町：4,200円/月 旧栗橋町：4,700円/月 旧鷺宮町：4,300円/月	○	▲	○	▲	4,960円/月
小・中学校の学期制	H26年度に3学期制に統一 （参考） 旧久喜市：2学期制／旧菫蒲町・旧栗橋町・旧鷺宮町：3学期制					H26年度から変更なし
入学準備金貸付等事業	合併時に統一（別表のとおり）					別表のとおり

■別表（負担とサービス）

○都市計画税

都市計画税は菖蒲地区において、市町村の合併の特例等に関する法律に基づき、平成22年度から平成24年度までは不均一課税を行い、平成25年度から全地区で統一し、0.2%となりました。

令和2年4月1日現在

区分	旧久喜市	旧菖蒲町	旧栗橋町	旧鷲宮町	H25年度～現在
税率	0.2%	—	0.2%	0.2%	0.2%

○国民健康保険税

国民健康保険税は、医療費の動向などを踏まえて適正な税率等を算出し、旧菖蒲町、旧栗橋町、旧鷲宮町の4方式による課税を見直し、平成24年度から旧久喜市の2方式による課税方式に統一しました。

令和2年4月1日現在

区分		旧久喜市	旧菖蒲町	旧栗橋町	旧鷲宮町	H24年度～現在
医療分	所得割率	5.60%	6.40%	5.80%	6.90%	7.00%
	資産割率	—	30.00%	38.00%	29.00%	—
	均等割額	35,300円	4,200円	9,200円	15,800円	29,000円
	平等割額	—	19,200円	19,800円	14,800円	—
	賦課限度額	470,000円	470,000円	470,000円	470,000円	580,000円
支援金分 後期高齢者	所得割率	2.00%	2.30%	1.80%	2.40%	2.1%
	均等割額	11,400円	13,800円	10,000円	14,800円	10,000円
	賦課限度額	120,000円	120,000円	120,000円	120,000円	190,000円
納付金分 介護	所得割率	3.02%	1.10%	1.20%	1.40%	2.2%
	均等割額	15,800円	10,800円	12,000円	14,800円	11,000円
	賦課限度額	90,000円	90,000円	90,000円	90,000円	160,000円
納期		7～3月 9回	7～2月 8回	4,6,8,10, 12,2月 6回	6～2月 9回	7～3月 9回

注) 所得割率は、所得割額を算出する際に前年の総所得金額等から基礎控除額（33万円）を差し引いた金額に乗じる率です。

資産割率は、資産割額を算出する際に市(町)内の土地・家屋に係る固定資産税額に乗じる率です。

均等割額は、加入者1人につき定められたものです。

平等割額は、1世帯につき定められたものです。

賦課限度額は、医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分それぞれの上限額です。

○介護保険料

介護保険料は合併時に統一し、65歳以上の方の保険料は、介護保険事業計画において見込んだ介護保険の利用者の人数や介護サービスの量などを踏まえて基準額を決定しています。

令和2年4月1日現在

区分	旧久喜市	旧菖蒲町	旧栗橋町	旧鷲宮町	合併時	現在	
保険料基準額 (月額)	3,178円	3,600円	3,962円	3,400円	3,269円	4,802円	
所得段階 別保険料 (年額)	第1段階	15,200円	21,600円	23,700円	20,400円	19,600円	17,200円
	第2段階	19,000円	25,900円	23,700円	20,400円	19,600円	23,000円
	第3段階	26,600円	32,400円	35,600円	30,600円	27,400円	37,400円
	第4段階	38,100円	43,200円	47,500円	40,800円	32,500円 (特例4段階) 39,200円 (第4段階)	47,800円
	第5段階	47,600円	54,000円	59,400円	51,000円	41,500円	57,600円
	第6段階	57,200円	64,800円	71,300円	61,200円	49,000円	63,300円
	第7段階	67,800円	—	—	—	58,800円	72,000円
	第8段階	—	—	—	—	69,800円	86,400円
	第9段階	—	—	—	—	—	102,500円
	第10段階	—	—	—	—	—	106,600円
納期(普通徴収)	6,8,9,10, 12,2月 6回	4,6,8,10, 12,2月 6回	7,8,9,10, 12,2月 6回	6~2月 9回	7~2月 8回	7~2月 8回	

注) 第1段階から第3段階の所得段階別保険料は、令和2年7月に改正した後の金額です。

○水道料金

水道料金は、平成24年度に合理的な経営による適正な料金体系に統一しました。

令和2年4月1日現在

区分	旧久喜市	旧菖蒲町	旧栗橋町	旧鷺宮町	H24年度	現在
基本料金 (一部を例 示、税別)	口径13mm 780円	口径13mm 2,562円	一般・病院 1,100円	口径13mm 600円	口径13mm 910円	口径13mm 910円
	口径20mm 1,100円 (1か月当たり)	口径20mm 2,940円 (2か月当たり)	工場1,500円 (0~8m ³ 、1 か月当たり)	口径20mm 600円 (1か月当たり)	口径20mm 1,280円 (1か月当たり)	口径20mm 1,280円 (1か月当たり)
	水道料金モ デルケース (税込)	7,434円	7,240円	8,022円	7,412円	7,980円

注) 水道料金は、基本料金に2か月間の使用水量に応じた額を加えた額となります。

ここでは、概ね3人世帯の一般家庭(口径20mm)で、2か月間で48m³使用した場合の料金(消費税込)をモデルケースとして例示しています。また、平成26年度から消費税率が5%から8%に改正され、また、令和元年10月から消費税率が8%から10%に改正されたため、料金体系も新税率を適用しています。

○下水道使用料

下水道使用料は、平成25年度に合理的な経営による適正な料金体系に統一しました。

令和2年4月1日現在

区分	旧久喜市	旧菖蒲町	旧栗橋町	旧鷺宮町	H25年度	現在
基本使用料 (税別)	10m ³ まで 700円 (1か月当たり)	20m ³ まで 1,600円 (2か月当たり)	10m ³ まで 950円 (1か月当たり)	8m ³ まで 750円 (1か月当たり)	10m ³ まで 800円 (1か月当たり)	10m ³ まで 800円 (1か月当たり)
超過使用料 (税別)	10m ³ を超え 20m ³ まで 80円/m ³	20m ³ を超え 40m ³ まで 85円/m ³	10m ³ を超え 30m ³ まで 110円/m ³	9m ³ から 50m ³ まで 100円/m ³	10m ³ を超え 30m ³ まで 90円/m ³	10m ³ を超え 30m ³ まで 90円/m ³
	20m ³ を超え 30m ³ まで 90円/m ³	40m ³ を超え 60m ³ まで 90円/m ³	30m ³ を超え 50m ³ まで 130円/m ³	51m ³ から 100m ³ まで 120円/m ³	30m ³ を超え 50m ³ まで 110円/m ³	30m ³ を超え 50m ³ まで 110円/m ³
	30m ³ を超え 50m ³ まで 100円/m ³	60m ³ を超え 100m ³ まで 95円/m ³	50m ³ を超える分 150円/m ³	101m ³ 以上 150円/m ³	50m ³ を超え 200m ³ まで 120円/m ³	50m ³ を超え 200m ³ まで 120円/m ³
	50m ³ を超え 100m ³ まで 120円/m ³	100m ³ を超え 200m ³ まで 100円/m ³	-	-	200m ³ を超え 1,000m ³ まで 150円/m ³	200m ³ を超え 1,000m ³ まで 150円/m ³

	100m ³ を超え 300m ³ まで 130 円/m ³	200m ³ を超え 600m ³ まで 110 円/m ³	—	—	1,000m ³ を 超える分 180 円/m ³	1,000m ³ を 超える分 180 円/m ³
	300m ³ を超え 1,000m ³ まで 140 円/m ³	600m ³ を超え 2,000m ³ まで 120 円/m ³	—	—	—	—
	1,000m ³ を超え る分 160 円/m ³	2,000m ³ を超え る分 130 円/m ³	—	—	—	—
下水道使用 料モデルケ ース (税込)	3,906 円	4,221 円	5,228 円	4,934 円	4,326 円	4,532 円
受益者 負担金	市街化区域 160 円/m ² 市街化調整区域 800 円/m ²	市街化区域 500 円/m ² 市街化調整区域 800 円/m ²	第 1 負担区 ～第 5 負担区 500 円/m ²	500 円/m ²	第 1 負担区 160 円 第 2～4 負担区 500 円 第 5 負担区 800 円	第 1 負担区 160 円 第 2～4 負担区 500 円 第 5 負担区 800 円

注) 下水道使用料は、基本料金に2か月間の使用水量に応じた額を加えた額となります。

ここでは、概ね3人世帯の一般家庭で、2か月間で48m³使用した場合の料金(消費税込)をモデルケースとして例示しています。また、平成26年度から消費税率が5%から8%に改正され、また、令和元年10月から消費税率が8%から10%に改正されたため、料金体系も新税率を適用しています。

○農業集落排水使用料

農業集落排水使用料は、合理的な経営による適正な料金体系を見極め、平成25年度に新しい料金体系に統一しました。

(1か月当たり・税別) 令和2年4月1日現在

区分	旧久喜市	旧菖蒲町	旧栗橋町	旧鷲宮町	H25年度～現在
基本料金	2,000 円/世帯	1,500 円/世帯	—	—	2,000 円/世帯
人数割料	300 円/人・世帯	500 円/人・世帯	—	—	460 円/人・世帯

○福祉タクシー利用料助成・自動車燃料費助成

福祉タクシー利用料助成事業、自動車燃料費助成事業は、合併時に統一しました。令和2年度から事業内容を一部変更しています。

令和2年4月1日現在

区分	旧久喜市	旧菖蒲町	旧栗橋町	旧鷲宮町	合併時～R元年度	R2年度～現在
対象者	◎身体障害者手帳 1・2級、肢体不自由・内部障害3級 ◎療育手帳△・A・B ◎精神障害者保健福祉手帳1・2級	◎身体障害者手帳 1～3級 ◎療育手帳△・A・B ◎65歳以上でひとり暮らしの高齢者	(タクシー券) ◎身体障害者手帳1～3級 ◎療育手帳△・A・B ◎精神障害者保健福祉手帳1・2級 (燃料費) ◎身体障害者手帳1・2級、下肢及び視覚障害3級 ◎療育手帳△・A ◎精神障害者保健福祉手帳1・2級	◎身体障害者手帳 1～3級 ◎療育手帳△・A・B ◎精神障害者保健福祉手帳 1級	(タクシー券) ◎身体障害者手帳1～3級 ◎療育手帳△・A・B ◎精神障害者保健福祉手帳1・2級 (燃料費) ◎身体障害者手帳1～3級 ◎療育手帳△・A・B ◎精神障害者保健福祉手帳1・2級	左記と同じ
助成内容	タクシー券(初乗り料金相当額)年間36枚又は自動車燃料利用券(1枚710円)年間12枚のうちいずれか一方を選択	タクシー券(初乗り料金相当額)年間12枚	タクシー券(初乗り料金相当額)年間12枚又は自動車燃料費(年間9,000円以内で燃料1リットルにつき50円を助成)のうちいずれか一方を選択	タクシー券(初乗り料金相当額)年間24枚	タクシー券(初乗り料金相当額)年間36枚又は自動車燃料費利用券(1枚500円)年間18枚のうちいずれか一方を選択	タクシー券(初乗り料金相当額)年間48枚又は自動車燃料費利用券(1枚500円)年間18枚のうちいずれか一方を選択

○配食サービス

配食サービス事業は、合併時に統一し、現在まで変更はありません。

令和2年4月1日現在

区分	旧久喜市	旧菖蒲町	旧栗橋町	旧鷲宮町	合併時～現在
対象者	◎65歳以上の単身又は65歳以上の方のみで構成する	◎調理することが困難なひとり暮らし等もしくは、介	◎概ね65歳以上のひとり暮らし及びこれに準ず	◎在宅の概ね65歳以上のひとり暮らし及	◎65歳以上の方 ◎身体障害者手帳1～3級、療育手帳又

	世帯で日常的に調理が困難となっている者 ◎身体障害者手帳1・2級の単身又は身体障害者手帳1・2級の者のみで構成する世帯で日常的に調理が困難となっている者	護保険の認定を受けた者もしくは、身体障害者手帳1～3級又は療育手帳の交付を受けている者	る世帯 ◎心身に障害のある者 ◎その他必要であると認める者	び夫婦世帯で安否の確認が必要な者 ◎心身に障害のある者	は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のみで構成する世帯又は単身世帯
内容	週4回 (月曜日～金曜日)	週6回 (月曜日～土曜日)	月2回	週2回	週6回 (月曜日～土曜日)
費用負担	1食 400円	1食 300円	無料	1食 200円	1食 300円

○自立支援（いきいき）デイサービス

自立支援（いきいき）デイサービス事業は、合併時に統一しました。統一後に、会場の新設に取り組み、令和元年度中に実施会場は24か所になりました。なお、旧菖蒲町の彩嘉園での事業は、いきいきデイサービスとは別の事業で現在も継続して実施しています。

令和2年4月1日現在

区分	旧久喜市	旧菖蒲町	旧栗橋町	旧鷲宮町	合併時	現在
対象者	概ね65歳以上で、介護保険による介護サービスの対象とならないが、家に閉じこもりがちで支援が必要な高齢者	◎町が特定高齢者として認定した高齢者 ◎介護保険に該当しない65歳以上の虚弱な高齢者	—	—	概ね65歳以上で、介護保険による介護サービスの対象とならない者を対象に、健康チェック、健康体操、給食、趣味活動等を実施	左記と同じ
実施会場	10か所	彩嘉園	—	—	10か所	24か所
費用負担	給食代 400円	彩嘉園利用料 600円 食事代 500円	—	—	給食代 300円	左記と同じ

○敬老事業

敬老事業は合併時に統一しました。平成 27 年度に事業内容を一部変更しています。

令和 2 年 4 月 1 日現在

区分	旧久喜市	旧菖蒲町	旧栗橋町	旧鷺宮町	合併時	H27 年度～ 現在
事業内容	◎当該年度中に満 77 歳、満 88 歳、満 99 歳以上となる者に敬老祝金を支給 ◎満 89 歳以上の者に敬老記念品を配布	◎当該年中に満 70 歳以上となる者を招待し、町内を地域別に午前と午後で 2 地区に分けて生涯学習文化センターで敬老会を実施 ◎当該年中に満 77 歳、満 88 歳となる者に敬老祝金を支給	◎当該年中に満 70 歳以上となる者を招待し、社会福祉協議会と共催で敬老会を実施 ◎8 月 1 日現在で満 77 歳、満 88 歳、満 99 歳以上となる者に長寿祝金を支給	◎当該年中に満 75 歳以上となる者を招待し、鷺宮中学校 1 か所で敬老会を実施 ◎当該年中に満 77 歳、満 88 歳となる者及び 100 歳以上の者に敬老祝金を支給	◎当該年度中に満 77 歳、満 88 歳、満 99 歳以上となる者に敬老祝金を支給	◎当該年度中に満 77 歳となる者に記念品を、満 88 歳、満 99 歳、満 100 歳以上となる者に敬老祝金を支給
祝金支給額	77 歳 5,000 円 88 歳 5,000 円 99 歳以上 10,000 円	77 歳 3,000 円 88 歳 5,000 円 (町商工会商品券)	77 歳 5,000 円 88 歳 10,000 円 99 歳以上 15,000 円	3,000 円	77 歳 5,000 円 88 歳 5,000 円 99 歳以上 10,000 円	満 88 歳 5,000 円 満 99 歳 10,000 円 満 100 歳以上 30,000 円
敬老記念品	89 歳以上 2,000 円相当品	-	-	-	-	満 77 歳

○子ども医療費

子ども医療費は合併時に統一しました。平成25年度に通院を中学校修了前までに拡大し、平成29年度に市内柔道整復施術所において現物給付を開始しました。

令和2年4月1日現在

区分	旧久喜市	旧菖蒲町	旧栗橋町	旧鷲宮町	合併時	現在
支給対象年齢	入院	中学校卒業 まで	小学校卒業 まで	小学校就学前 まで	中学校卒業 まで	中学校卒業 まで
	通院	小学校卒業 まで	小学校就学前 まで	小学校就学前 まで	小学校卒業 まで	中学校卒業 まで
支給内容	保険診療に係る医療費の一部負担金から高額療養費、付加給付金を控除した額に、入院時食事療養標準負担額の全額を加算した額を支給	保険診療に係る医療費の一部負担金から高額療養費、付加給付金を控除した額に、入院時食事療養標準負担額の全額を加算した額を支給	保険診療に係る医療費の一部負担金から高額療養費、付加給付金を控除した額を支給	保険診療に係る医療費の一部負担金から高額療養費、付加給付金を控除した額を支給	保険診療に係る医療費の一部負担金から高額療養費、付加給付金を控除した額に、入院時食事療養標準負担額の全額を加算した額を支給	保険診療に係る医療費の一部負担金から高額療養費、付加給付金を控除した額に、入院時食事療養標準負担額の全額を加算した額を支給
所得制限	なし	なし	なし	なし	なし	なし
支給方法	◎窓口払い廃止(市内の指定医療機関) ◎償還払い(その他の医療機関)	償還払い(町内医療機関のみ申請の簡素化を実施)	償還払い(町内医療機関のみ申請の簡素化を実施)	償還払い(町内医療機関のみ申請の簡素化を実施)	◎窓口払い廃止(市内の指定医療機関) ◎償還払い(その他の医療機関)	◎窓口払い廃止(市内の指定医療機関) ◎償還払い(その他の医療機関)

○保育料

保育料は合併時に統一しました。また、平成27年度に「子ども・子育て支援新制度」が開始したことに伴い、保育時間や保育料等の基準が変更となりました。

区分		旧久喜市	旧菖蒲町	旧栗橋町	旧鷲宮町	合併時
階層区分		18段階	10段階	7段階	7段階	18段階
前年度分住民 税・前年度分所 得税非課税世帯 の保育料	3歳未満	0	5,400円/月	7,200円/月	7,200円/月	0
	3歳	0	3,600円/月	5,400円/月	4,800円/月	0
	4歳以上	0	3,600円/月	5,400円/月	4,800円/月	0
前年分所得税の 世帯合計が年額 6万円の保育料	3歳未満	30,350円/月	32,500円/月	41,000円/月	35,600円/月	30,350円/月
	3歳	27,220円/月	27,000円/月	36,000円/月	29,600円/月	27,220円/月
	4歳以上	23,590円/月	25,800円/月	33,000円/月	24,600円/月	23,590円/月
保育料最高額 (世帯の前年分 所得税年額 久 喜市:302,500 円以上、菖蒲 町・栗橋町・鷲 宮町:413,000 円以上)	3歳未満	52,000円/月	64,000円/月	73,000円/月	64,000円/月	52,000円/月
	3歳	27,220円/月	36,500円/月	42,300円/月	29,600円/月	27,220円/月
	4歳以上	23,590円/月	31,800円/月	37,200円/月	24,600円/月	23,590円/月

注) 保育料の金額は、前年度分住民税・前年分所得税非課税の世帯、前年分所得税年額6万円の世帯及び最も高い保育料徴収基準額を例示。

令和2年度の保育所等利用者負担額（保育料）

令和2年4月1日現在

区分			利用者負担額（月額）
市民税非課税世帯		標準時間	0円
		短時間	0円
市民税所得割課税世帯で 87,000円以上97,000円未満	3歳未満	標準時間	24,100円
		短時間	23,600円
保育料の最高額	3歳未満	標準時間	52,000円
		短時間	51,100円

注1) 一例を例示。

注2) 幼児教育・保育の無償化により、令和元年10月1日から保育所等利用者負担額（保育料）は無料。

○放課後児童クラブ（学童保育）

放課後児童クラブ（学童保育）は、合併後統一し、下表のとおりとなっています。設置場所については、合併時点で19施設、平成25年度から20施設、平成26年度から22施設、平成30年度から23施設となっています。

令和2年4月1日現在

区分	旧久喜市	旧菖蒲町	旧栗橋町	旧鷲宮町	現在
設置場所	I 市内小学校内6か所 並びに公的施設1か所 II 民有地専用施設2か所	町内小学校内2か所、 空き店舗1か所	公共施設内1か所、 専用施設1か所、町 内小学校体育館内1 か所	町内小学校内 1か所、公共 施設内3か所	市内小学校内17か所 公共施設内5か所 民有地専用施設1か 所
保育時間	◎月曜日～金曜日 I、IIとも下校時～ 18:30 (一部20:00) ◎学校の休日等 I 7:45～18:30 II 7:30～18:30 (一部20:00) ◎土曜日 I 7:45～18:30 II 7:30～18:30	◎月曜日～金曜日 下校時～18:30 ◎学校の休日等 8:30～18:30 (場合によっては 8:00から) ◎土曜日 8:30～16:00 (場合によっては 8:00から)	◎月曜日～金曜日 下校時～19:00 (一部19:30) ◎長期休業日等 7:30～19:00 7:45～19:00 8:00～19:30 ◎土曜日 (1か所のみ) 8:00～19:30	◎月曜日～金 曜日 下校時～18:30 ◎学校の休日 等 8:00～18:30 ◎土曜日 8:00～16:30	◎月曜日～金曜日 下校時～18:30 (一部19:30) ◎学校の休業日等 7:45～18:30 (一部7:00～19:30) ◎土曜日 7:45～18:30 (一部7:00～19:30)
月額保育料	5,500円～10,500円	7,500円～12,000円	8,000円～20,000円	8,500円	5,500円～10,500円

○がん検診

がん検診は合併時に統一しました。

令和2年4月1日現在

区分	旧久喜市	旧菖蒲町	旧栗橋町	旧鷲宮町	合併後～現在
胃がん検診 集団検診	40歳～500円	40歳～600円	40歳～1,000円 (75歳以上300円)	40歳～400円	40歳～500円
肺がん検診 集団検診	40歳～ 胸部X線200円 喀痰300円	40歳～ 胸部X線200円 喀痰400円	-	40歳～ 胸部X線100円 喀痰300円	40歳～ 胸部X線200円 胸部X線、喀痰 500円

乳がん検診	集団検診	30歳～(隔年) 視触診 400円 視触診、X線 800円	30歳～(隔年) 視触診 500円 視触診、X線 1,000円	40歳～(隔年) 視触診、X線 1,700円 (75歳以上 550円)	40歳～(隔年) 視触診、X線 600円	30歳～(隔年) 視触診 400円 視触診と医師の指 示でマンモグラフィ を追加 800円 40歳～(隔年) マンモグラフィ 800円
	個別検診	-	-	-	-	40歳～(隔年) マンモグラフィ 1,500円
子宮がん検診	集団検診	20歳～(隔年) 頸部 500円	20歳～(隔年) 頸部 600円	20歳～(隔年) 頸部 800円 (75歳以上 250円)	20歳～(隔年) 頸部 400円	20歳～(隔年) 頸部 500円
	個別検診	20歳～(隔年) 頸部 1,200円 頸部・体部 1,800円	-	20歳～(隔年) 頸部 1,100円 (75歳以上 300円)	20歳～(隔年) 頸部 1,300円 頸部・体部 1,900円	20歳～(隔年) 頸部 1,200円
大腸がん検診	集団検診	-	-	40歳～ 500円 (75歳以上 150円)	-	40歳～ 300円
	個別検診	40歳～ 800円	40歳～ 700円	-	40歳～ 800円	40歳～ 800円
前立腺がん検診	集団検診	-	-	50歳～ 500円 (75歳以上 150円)	-	50歳～ 300円
	個別検診	50歳～ 600円	-	-	-	50歳～ 600円

注) 各市町欄は、対象者及び個人負担の金額。

○肝炎ウイルス検診

肝炎ウイルス検診は合併時に統一しました。

令和2年4月1日現在

区分	旧久喜市	旧菖蒲町	旧栗橋町	旧鷲宮町	合併後～現在
対象者	◎当該年度内に 40歳になる市民 ◎当該年度内に 41歳以上になる	◎当該年度内に 40歳になる町民 ◎当該年度内に 41歳以上になる	◎当該年度内に 40 歳になる町民 ◎当該年度内に 41 歳以上になる町民	◎当該年度内に 40歳になる町民 ◎当該年度内に 41歳以上になる	◎当該年度内に 40 歳になる市民 ◎当該年度内に 41 歳以上になる市民

	市民で、過去に 肝炎ウイルス検 診(B型、C型)を 受けていない者 で希望する者	町民で、過去に 肝炎ウイルス検 診(B型、C型)を 受けていない者 で希望する者	で、過去に肝炎ウ イルス検診(B型、 C型)を受けていな い者で希望する者	町民で、過去に 肝炎ウイルス検 診(B型、C型)を 受けていない者 で希望する者	で、過去に肝炎ウイ ルス検診(B型、C 型)を受けていない 者で希望する者
実施方法	個別検診	集団検診	集団検診	集団検診	集団検診 個別検診
個人負担	無料	無料	75歳未満 700円 75歳以上 200円	800円	無料

○入学準備金貸付等事業

入学準備金貸付等事業は合併時に統一しました。

令和2年4月1日現在

区分	旧久喜市	旧菖蒲町	旧栗橋町	旧鷲宮町	合併後～現在
貸付額等	(入学準備金貸付) 高校 30万円以内 大学 50万円以内 専修学校高等課程 30万円以内 専修学校専門課程 50万円以内 国外の大学 100万円以内	(進学融資制度 資金利子補給) 利子補給限度 額 15,000円	(育英事業) ◎入学金 高校 15万円 大学 50万円 専修学校高等課程 15万円 専修学校専門課程 50万円 ◎授業料 高校 7,000円以内/月 大学 12,000円以内/月 専修学校高等課程 7,000円以内/月 専修学校専門課程 12,000円以内/月	(入学準備金貸付) 高校 10万円以内 大学 50万円以内 専修学校専門課程 50万円以内	(入学準備金貸付) 高校 20万円以内 大学 50万円以内 専修学校高等課程 20万円以内 専修学校専門課程 50万円以内 (奨学金) 高校 10,000円以内/月 大学 15,000円以内/月 専修学校高等課程 10,000円以内/月 専修学校専門課程 15,000円以内/月

V 新市基本計画における主要事業の検証

1 新市の主要な施策

合併後の新市における新しいまちづくりの基本方針や財政計画を示した新市基本計画では、新市の将来像を「豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市～人と愛、水と緑、市民主役のまち～」とし、7つの分野別目標を定めています。

[将来像]	[分野別目標]	[主要な施策]
豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市 ～人と愛、水と緑、市民主役のまち～	自然とふれあえる、環境に優しいまち	① 自然環境の保全・創出 ② 快適な生活環境の創出 ③ 美しい景観の形成 ④ 廃棄物処理の充実 ⑤ 地球環境問題への対応
	子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち	① 健康づくりの推進 ② 地域医療体制の充実 ③ 子育て支援の充実 ④ 高齢者福祉の充実 ⑤ 障がい者（児）福祉の充実 ⑥ 地域福祉・地域ボランティアの充実 ⑦ 社会保障制度の充実
	心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にすまち	① 幼児教育の充実 ② 学校教育の充実 ③ 青少年の健全育成 ④ 生涯学習の推進 ⑤ 歴史・文化の継承と活用 ⑥ スポーツ・レクリエーション活動の充実
	安全で調和のとれた住みよい快適なまち	① 都市機能の整備 ② 道路・公共交通の整備・充実 ③ 公園の緑化と水辺環境の保全 ④ 上下水道の整備 ⑤ 治水・防災・消防体制の充実 ⑥ 防犯体制の強化 ⑦ 交通安全対策の充実
	地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち	① 農業の振興 ② 工業の振興 ③ 商業の振興 ④ 観光の振興 ⑤ 勤労者福祉と就業支援の充実 ⑥ 消費生活の充実
	市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち	① コミュニティ活動の推進 ② 協働のまちづくりの推進 ③ 人権尊重と男女共同参画社会の実現 ④ 交流活動の推進 ⑤ 情報公開の推進
	行財政を見直し、改革を進めるまち	① 行政改革の推進 ② 健全な財政運営の確立

合併時に、福祉・教育・産業などの様々な分野で、1市3町が実施していた多くの行政サービスが、新たに利用できるようになりました。また、合併後も、保健・医療・福祉や地域コミュニティなどの各分野で、行政サービスの充実に取り組んでいます。

なお、新市基本計画の期間は、平成21年度から令和元年度までとしていましたが、計画期間内に完了しない事業があることなどを鑑み、引き続き本計画に基づくまちづくりを推進するため、令和元年6月に新市基本計画を一部変更し、令和11年度まで計画期間を10年間延長しています。また、新市基本計画を具現化するため、将来へ向けた本市のまちづくりの指針として、平成25年3月に「久喜市総合振興計画」を策定したことで、新市基本計画に示された主要な施策は、総合振興計画にも継承されています。

新市基本計画における分野別の主な事務事業については次のとおりです。

【自然とふれあえる、環境に優しいまち ~自然・環境~】
○樹木樹林生垣奨励金 条件を満たした樹木・樹林を指定し、保存するとともに奨励金を交付。
○住宅用エネルギーシステム設置費補助金 太陽光発電システムなどの住宅用エネルギーシステムを設置する市民に対し、その設置費の一部を補助。
○合併処理浄化槽補助金 公共下水道区域及び農業集落排水処理区域以外の区域の既存専用住宅の単独処理浄化槽や汲取り便槽等から10人槽以下の合併処理浄化槽に転換する者に対し、その工事費の一部を補助。
○環境学習事業 次世代を担う児童、生徒や市民に対し、環境教育・学習を実施。
○久喜市路上喫煙の防止に関する条例を制定（平成24年4月制定）
○電気自動車等購入費補助金（令和元年度開始） 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車を購入する市民に対し、その購入費の一部を補助。

【子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち ~保健・医療・福祉~】
○在宅障害者紙おむつ給付事業 在宅で常時紙おむつを必要とする要件を満たした障がい者に対し現物給付を実施。
○人にやさしいまちづくり事業 障がい者、高齢者等が利用する地域集会所、個人商店等の民間施設のバリアフリー化を促進するため当該施設の改修を実施するものに対し、予算の範囲内で補助金を交付。

【子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち ～保健・医療・福祉～】
○災害見舞金 災害発生時に住民基本台帳に登録されている者に被災の種類に応じ見舞金を支給。
○おもちゃ図書館 心身に障がいのある児童や発達に遅れのある児童に遊び場を提供。
○子育て支援ホームヘルパー派遣 出産直後の母親の家事援助や育児支援をするホームヘルパーを派遣。
○ファミリー・サポート・センター 会員による子育てを助け合う有償の相互援助活動を実施。
○おもいやり駐車場制度（平成 23 年 10 月開始） 障がい者、要介護者、妊産婦等が利用する障がい者等用駐車場の適正利用を推進。
○身体障害者相談員、知的障害者相談員の配置（平成 24 年 4 月開始）
○鷲宮地域子育て支援センターを開設（平成 24 年 5 月開設）
○公立保育園の整備（平成 24、25、27 年度実施） 平成 24 年度すみれ保育園改築、平成 25 年度さくら保育園改築、平成 27 年度中央保育園改修を実施。
○菖蒲老人福祉センターの開館日を拡大（平成 27 年 4 月開始） 菖蒲老人福祉センターと鷲宮福祉センターの休館日を統一し、菖蒲老人福祉センターの開館日が年間 50 日程度増加。
○駅前保育所の開設（平成 29 年 4 月開設） JR 東鷲宮駅東口から徒歩 3 分の場所に新たな認可保育所を開設。
○遠隔手話通訳サービス事業（平成 29 年 7 月開始） タブレット型端末によるテレビ電話機能を活用し、手話を必要とする方と窓口となる市職員のコミュニケーションを支援。（毎週火曜日）
○子育て世代包括支援センター開設（平成 29 年 7 月から） 4 箇所の保健センター内に開設。
○不妊検査・不育症検査・不妊治療費助成事業 不妊検査費助成（平成 30 年 4 月開始）、不育症検査費助成（平成 30 年 11 月開始）、不妊治療費助成（平成 28 年 4 月開始）
○妊婦歯科健康診査（平成 30 年 10 月開始）
○新生児聴覚検査費助成事業（平成 31 年 1 月開始）
○産後ケア事業（平成 31 年 4 月開始）
○成人歯科健康診査（令和元年 9 月開始）

【心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にすまち ～教育・文化～】
○ブックスタート事業
4 か月健診時に絵本のプレゼントや絵本リストを配布し、絵本の読み聞かせを実施。
○通学路巡回パトロール
学校下校の時間帯に、市職員が巡回パトロールを実施。
○指定文化財維持等交付金
指定文化財の所有者に対して交付金を交付。
○公民館の開館日の拡大
休館日：旧久喜市は1回/月、旧3町は1回/週を1回/月に統一し開館日を拡大。
○学芸員の配置（平成24年度開始）
歴史資料を取り扱う専門的な職種である学芸員を配置。
○菖蒲、鷲宮温水プール、栗橋B & G海洋センターの開館日の拡大（平成26年4月変更）
休館日を週1回から月1回に変更し開館日を拡大。
○菖蒲、鷲宮温水プール、鷲宮運動広場の開館時間を拡大（平成26年4月変更）
開館時間を午前9時から午後9時までに拡大。
○防犯カメラの設置（平成27年度）
市内全小・中学校及び中央保育園に防犯カメラを設置。
○よろこびのまち久喜マラソン大会の開催（平成27年度開始）
○市内全小・中学校にタブレット端末を配置（平成27年度～平成28年度）
○市内全小・中学校にエアコンを設置（平成28年6月稼動開始）
○コミュニティ・スクールへの移行（平成28年度～平成29年度）
市内全小・中学校に学校運営協議会を設置し、学校評議員制度からコミュニティ・スクールへの移行を実施。
○市立図書館の開館時間を拡大（平成31年4月1日変更）
開館時間を午前9時から午後7時30分までに拡大。
○学校給食費補助事業（平成31年4月開始）
児童生徒を3人以上養育している保護者に対し、補助金を交付。
○「健幸（けんこう）・スポーツ都市」を宣言（令和2年3月）

【安全で調和のとれた住みよい快適なまち ～都市基盤～】
○超低床ノンステップバス導入促進事業費補助金
路線バス事業者におけるノンステップバス導入に対し補助金を交付。

【安全で調和のとれた住みよい快適なまち ～都市基盤～】	
○私道内共同排水設備設置補助金	公共下水道区域内において、供用開始後3年以内に、私道内に共同で排水設備を設置する方に対して、一定の条件を設けて、その工事費の一部を補助。
○物見塚西堀線整備事業（平成25年7月）	物見塚西堀線（県道部分を除く）を拡幅整備。
○市内循環バスの延伸（平成25年10月から）	市内循環バス路線を菖蒲三箇地区（除堀・所久喜循環）、わし宮団地（久喜本循環）及び市役所第二庁舎（東西連絡・下早見循環）まで延伸。
○デマンド交通運行事業（平成25年10月開始）	菖蒲地区及び栗橋・鷲宮地区において乗合乗車方式のデマンド交通の運行を実施。
○公園の整備	平成25年度 栗原なかよし広場、平成28年度 東一公園、令和元年度 菖蒲運動公園及び町人新田公園を整備、供用開始。
○寺田上中島線整備事業（平成26年3月）	都市計画道路寺田上中島線の未整備区間を整備。
○道路レスキュー事業（平成28年4月開始）	建設部道路河川課に道路レスキュー係を新設し、道路の不具合箇所の対応を実施。
○東鷲宮駅周辺整備事業（平成28年5月）	東鷲宮駅東西連絡地下道東側にエレベーター、エスカレーターを設置。
○久喜駅西口駅前広場にミストシステムを設置（平成28年7月）	
○液状化対策推進事業	平成29年9月に南栗橋地区の液状化対策工事が完成し、11月から地区内の地下水位の低下を開始。
○菖蒲バスターミナルの整備（平成29年10月完成）	
○デマンドタクシー実証実験の実施（平成30年1月から）	久喜地区内で、タクシー料金の半額を市が負担するデマンドタクシーの実証実験を令和2年3月31日まで実施。
○市内幹線道路・生活道路の整備	久喜地区と菖蒲地区を結ぶ西堀・北中曽根線の整備。（令和2年2月22日開通）
○くきふれあいタクシー（補助タク）の開始（令和2年4月から）	

【地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち ～産業・経済～】
○中小企業近代化融資事業、小口金融あつ旋融資事業 久喜市内の中小企業に対し、必要な資金の融資を実施。
○勤労者住宅融資資金貸付事業 久喜市内に居住する勤労者に対し、住宅確保に要する資金の融資を実施。
○信用保証料補助事業 市の融資制度（一般小口融資・特別小口融資）に基づいて資金を借り、融資期限内に完済した者に、埼玉県信用保証協会に対し支払った信用保証料を補助。
○原材料支給事業（平成 23 年 4 月開始） 事業者に対し、農業用施設の補修等を行う場合に必要とする原材料を支給。
○地元農産物を使用した料理体験教室（平成 27 年 4 月開始） 市内のしみん農園の事業として、地元農産物を使用した料理体験教室を開催。
○空き店舗活用創業等支援事業（平成 27 年度開始） 市内における空き店舗を活用した開業等に対し、店舗賃借料などの一部を補助。

【市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち ～地域コミュニティ～】
○子ども議会の開催 公募及び市内各小中学校から選出された子ども議員が 1 人 1 問ずつ質問を行い、市長又は教育長が答弁を行う子ども議会の開催。
○男と女のつどいの開催 男女共同参画推進月間に女(ひと)と男(ひと)いきいきネットワーク久喜との共催により男と女のつどいを開催。
○メール配信事業（平成 24 年 2 月開始） 市民等が利用登録したパソコンやスマートフォン等に 4 つのジャンルの情報を配信。
○議会放送（平成 25 年 2 月定例会から開始） インターネット上で本会議を動画配信。
○栗橋、鷲宮東、鷲宮西コミュニティセンターの開館日を拡大（平成 25 年 4 月開始） 栗橋、鷲宮東、鷲宮西コミュニティセンターの休館日を、1 回/週から 1 回/月に改め、開館日を拡大。
○地域会議事業（平成 27 年度から平成 30 年度まで） 各地区に地域会議を設置し、地域の自主性や主体性を生かした事業を実施。
○データ放送配信事業（平成 27 年 5 月開始） 地上波デジタル放送「テレ玉」を利用した市発信のデータ放送を実施。

【市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち ～地域コミュニティ～】
○タウンミーティングの開催（平成 30 年 10 月開始） 市長による市政運営の報告及び市民との意見交換の場として、市内 4 つの地区でタウンミーティングを開催。
○地域提案型活動事業補助金（平成 31 年 4 月開始） 市民団体が自ら企画・提案・実施する地域提案型の活動に対し、予算の範囲内で補助金を交付。
○広報くきを全ページフルカラー化し、特集記事を掲載（令和元年度開始）

【行財政を見直し、改革を進めるまち ～行財政～】
○市職員に係る定員管理の適正化 平成 23 年度に久喜市定員適正化計画を策定し、職員数の適正化を実施。
○公共施設予約管理システム（平成 23 年 9 月開始） 市内全域の公共施設利用予約について、施設窓口での予約の他、電子通信機器で行う予約管理システムによる予約サービスを実施。
○旅券(パスポート)事務（平成 24 年 6 月開始） 旅券の申請受付及び交付を実施。
○公共施設のアセットマネジメントを推進（平成 27 年度開始） 平成 27 年度に久喜市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の適正管理を推進。
○市税等のコンビニ収納(合併時から)、ペイジー・クレジット収納（平成 28 年 5 月開始） 市税等の納付機会の拡大のため、コンビニエンスストアでの収納、ペイジー・クレジットカードによる収納を実施。

【上記の分野別目標に当てはまらない、利便性向上のために取り組んだ施策】
○日曜開庁の実施 毎週日曜日、本庁舎一部窓口を開庁。
○コンビニ交付サービス（平成 28 年 1 月開始） 全国のコンビニエンスストアで住民票等の写し等の取得のサービスを開始。
○期日前投票所の増設（平成 28 年度開始） モラージュ菖蒲とクッキープラザに期日前投票所を増設。内、クッキープラザは閉鎖時間を繰り下げて実施。

2 新市における埼玉県事業の推進状況

合併後の新市は、首都圏の広域的な交通の要衝として重要な地域となります。

埼玉県の役割として、合併後の新市の発展に資する施策事業の重点実施により、新市の速やかな一体性と自立性の高い地域づくりの支援を積極的に行うこととしています。

ここでは、合併後の新市における埼玉県が実施する事業の推進状況をお知らせします。

新市における主な埼玉県事業のうち主要事業の推進状況

<県土をネットワーク化する幹線道路の整備推進>

主要事業名	推進状況（取組実績）
国道125号栗橋大利根バイパスの整備	平成19年度から、久喜市佐間西交差点から加須市豊野台工業団地までの区間（約900m）について4車線のバイパス整備を進め、令和2年3月20日に開通した。
春日部久喜線の整備	平成8年度から、鉄道との立体交差化を含む、都市計画道路杉戸久喜線・春日部久喜線の整備を進め、宮代町境から市道久喜211号線の交差点までの区間を平成23年3月26日に供用開始した。
加須幸手線バイパスの整備	現道の踏切による慢性的な渋滞の解消を目的に、現道の北側（八甫地内）に跨線橋を含むバイパスの整備を進め、幸手市境からさいたま栗橋線までの区間を平成22年8月29日に供用開始した。
六万部久喜停車場線バイパスの整備	重要な交通ネットワークを形成する路線として、都市計画道路杉戸久喜線の一部を本路線のバイパスとして整備し、平成23年3月18日に供用開始した。
春日部菖蒲線（白岡久喜バイパス）の整備	歩道の整備及び慢性的な渋滞の解消を目的に、平成19年度から事業を開始しており、現在は事業用地の取得を進めている。

<交通混雑を解消する交差点の改良の推進>

主要事業名	推進状況（取組実績）
さいたま栗橋線（下早見）交差点改良	下早見交差点については、渋滞解消などを目的とした交差点改良工事を行い、平成24年度に完成した。
幸手久喜線（青葉）交差点改良	青葉団地入口交差点については、市街地方面からの右折レーンを設置する交差点改良工事と併せ、歩道を拡幅した。

主要事業名	推進状況（取組実績）
川越栗橋線（小林）交差点改良	平成 26 年度頃から用地買収に着手しており、現在事業中である。工事が完成すれば新たな右折レーンが設置され、変則的な交差点形状も改善される。
北根菖蒲線（しょうぶ会館前）交差点改良	久喜市道との交差点でクランク状態となっており、対向車両の見通しが悪く、幅員も狭いため交差点改良工事を行い、令和元年 8 月に完成した。

<安全で安心な道路環境づくり>

主要事業名	推進状況（取組実績）
さいたま栗橋線の歩道整備	部分的に歩道が連続していない箇所を、『歯抜け歩道』と位置づけ事業を進めている。用地が確保できた箇所から歩道を整備している。
川越栗橋線の歩道整備	平成 11 年度頃から用地買収に着手しており、現在事業中である。工事が完成すれば安心・安全な歩行空間が整備される。
羽生外野栗橋線の歩道整備	利根川堤防強化事業と併せ、河川管理者（利根川上流河川事務所）が事業主体となり工事を進めている。完成後は歩行者に優しい道路環境が整備される。

<氾濫を防ぐ治水対策の推進>

主要事業名	推進状況（取組実績）
中川改修	加須市境～門樋橋（さいたま栗橋線）、島川橋（佐間八甫線）～幸手市境の区間を中心に、河川の拡幅に伴う築堤などの河川改修や、流れを阻害する樹木の伐採や堆積した土の除去を進めてきた。引き続き、樹木伐採等を進めるほか、河川の拡幅に伴う橋梁の架け換え工事を予定している。
青毛堀川改修	大落古利根川合流点～出来野橋上流部の区間において、河川の拡幅工事に伴う築堤などの河川改修を進めてきた。今後は、鉄道橋（久喜市野久喜）より上流区間において、河川の拡幅や橋梁の架け換え工事を予定している。

<水と緑に囲まれた県営公園の整備>

主要事業名	推進状況（取組実績）
権現堂公園の整備	「レクリエーションの拠点や水とのふれあいの場となる公園」として埼玉県が整備し、県営公園の一部である多目的運動広場等の1号公園が平成23年4月に開設された。

<田園都市産業ゾーンづくりの推進>

主要事業名	推進状況（取組実績）
白岡菖蒲IC地区の整備（菖蒲南部産業団地）	平成19年度から、県企業局の開発により、白岡菖蒲IC北側に菖蒲南部産業団地が造成された。これまでに、YKKAP株式会社などが進出している。
清久工業団地周辺地区の整備（ネクストコア清久）	平成22年度から、既存の清久工業団地の周辺において、民間土地区画整理事業の開発手法により、ネクストコア清久が造成された。これまでに、埼玉キッコーマン株式会社などが進出している。

<高等学校教育の充実>

主要事業名	推進状況（取組実績）
栗橋新校（仮称）の開校	平成22年4月1日に、県立栗橋高校と県立北川辺高校が再編統合され、県立栗橋北彩高校として開校した。少人数編制や多様な進路選択プランを特色とし、地域に根差した様々な取組みが実践されている。

VI 公共施設の統合整備の検証

新市基本計画において、公共施設の統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、各施設が担う役割や利用状況、地域の特性やバランス、財政事情等を考慮しながら、新市の均衡ある発展と住民の福祉の向上に資するよう計画的な整備を図るとしています。

本市においては、合併以前の旧市町において、多くの公共施設の整備が進められ、これらの施設は、市民生活の利便性や福祉の向上に寄与してきましたが、現在、多くの建築物や設備の老朽化が進んでおり、今後、改修や更新の時期を一斉に迎えることから、多額の費用が必要になると考えられています。

また、これらの費用に必要な財源の多くを占める税収は、本市においても少子高齢化による人口減少により大きな増加は見込めず、この費用の財源確保は大きな課題となっています。

このようなことから、本市では、平成26年4月に、保有する公共建築物の特徴や利用状況、経費などの概要をまとめた「久喜市公共施設白書」を作成し、また、平成28年3月には、管理する公共建築物やインフラ資産の更新・統廃合・長寿命化など、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を掲載した計画として、将来の総合的な管理・運営方針を定めた「久喜市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

これらの計画を基本に、公共施設のあり方や必要性について、人口減少・少子高齢化、厳しい財政状況、市民の利用状況・ニーズ等の面から総合的に評価を行い、適切な保有量を実現していくこととします。

公共建築物については、将来推計人口や市民アンケート調査結果等を踏まえ、今後必要な施設機能を想定し、必要なサービス水準を確保しつつ、施設の複合化や多機能化を図り、整備や運営等の施設に係る全てのコスト削減を推進していきます。

インフラ資産については、社会経済活動などへの影響が大きいことから、縮減することは難しく、計画的な整備を進めるとともに、長寿命化を図っていきます。

Ⅶ 検証のまとめ

本市の現状は、新市基本計画における推計を上回って人口減少が加速するとともに高齢化率が上昇し、核家族化や単身世帯の増加が進んでいます。人口減少に伴う人口構造の変化は、市政運営への影響だけでなく、地域活動や市民生活全体にも大きな影響を及ぼすことが考えられる中、今後も進行が予測される少子高齢化に対応するために、財政基盤の強化を実現しながら、高齢者への福祉サービスの充実や誰もが安心して子どもを産み育てられる環境の整備をより進めていく必要があります。

合併協議会で確認された合併協定項目について、合併協定書で合併後1～3年以内に調整すると明記された48事業は、1事業を除き令和元年度までに一元化・調整が終了しました。なお、一元化・調整がされていない事務事業については、課題を明らかにするとともに、早急に方向性を見出す必要があります。

これまでの検証内容から、既存事業の新市全域への拡大や新規事業の実施などにより、市民サービスの充実が図られました。また、新しい助成制度等の創設・拡充や、市域全体での税金や料金などの統一により、市民の負担軽減が図られた一方で、制度の縮小や廃止が行われるとともに、市民の負担が増大した地域があることも伺えます。

政策面については、新市基本計画や総合振興計画、分野ごとの各種計画などにおける事業を推進することで、サービスの向上が図られています。また、新市基本計画を10年間延長し、更なる一体感の醸成を図る施策を進めています。

組織機構の面では、各総合支所で行っていた業務を集約することなどにより、専門性の確保、サービスの均一化及び効率性の向上を図りました。なお、市民サービスの低下を招かないよう、担当課との取次ぎを行う窓口を設けるなど柔軟な対応のできる体制づくりを行っています。

財政面については、首長等の特別職の削減、議会議員の削減、定員適正化計画に基づく職員数の削減等により、人件費の削減が図られました。また、合併推進債の活用により、新市基本計画に基づく事業を着実に推進することができています。一方で、国の少子化対策に伴う公費負担の増、生活保護世帯数の増等により扶助費が増加しているとともに、公共サービスの質・量を維持・拡大した結果、物件費が増加しています。

合併は長期的な視点で行われるものであり、本来の効果が現れるまでにある程度の期間を要すると考えられていますが、今回の合併検証において10年間で効果があったものについて確認することができました。

この内容を踏まえ、今後更に様々な施策に生かしつつ、市民と行政の情報共有や相互理解を深めながら、市民参加によるまちづくりを進め、「合併して良かった」、「これからも久喜市に住み続けたい」とより一層実感していただけるよう、本市の将来像である『豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市 ～人と愛 水と緑 市民主役のまち～』として、地域の特色を生かし将来を見据えた魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

【参考】合併までの歩みと合併以降の主な取組み経過

期日	内容
平成 17 年 11 月 18 日	利根南部都市圏 3 市 6 町の合併を考える会（久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡町、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町、杉戸町）
平成 18 年 3 月 30 日	埼玉県が「埼玉縣市町村合併推進構想」を策定 久喜市を含む枠組みとして、5 市 9 町の組合せが示されると同時に、優先して取組むことが適当な 3 市 6 町の組合せが示される。
平成 18 年 6 月 30 日	3 市 6 町の合併に関する意見交換会（久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡町、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町、杉戸町）
平成 18 年 10 月 30 日	3 市 6 町の合併に関する意見交換会を開催 各市町間において状況に差異があることから、合併の枠組みについては、別な角度から個別に検討していくことが確認される。
平成 19 年 6 月 26 日	1 市 3 町の合併に関する意見交換会（久喜市、白岡町、菖蒲町、鷲宮町）
平成 19 年 10 月 13 日 ～10 月 29 日	栗橋町が「市町村合併に関する町民意向調査」を実施
平成 19 年 11 月 27 日	栗橋町が 1 市 3 町の合併協議への参加を申し入れ
平成 19 年 12 月 6 日	白岡町が 1 市 3 町の合併に関する意見交換会からの脱会を申し入れ
平成 19 年 12 月 12 日	1 市 2 町による意見交換会（久喜市、菖蒲町、鷲宮町） 栗橋町の参加申し入れが全員一致で了承される。
平成 19 年 12 月 12 日	1 市 3 町の合併に関する意見交換会（久喜市、菖蒲町、鷲宮町、栗橋町） 1 市 3 町の枠組みが合意される。
平成 19 年 12 月 25 日	幸手市が 1 市 3 町の合併協議への参加を申し入れ
平成 20 年 1 月 15 日 ～1 月 29 日	幸手市が「合併に関するアンケート」を実施
平成 20 年 1 月 18 日 ～1 月 31 日	久喜市、菖蒲町及び鷲宮町が「1 市 3 町（久喜市・菖蒲町・鷲宮町・栗橋町）を基軸とした合併に関する住民意向調査」を実施
平成 20 年 3 月 6 日	鷲宮町議会において、法定合併協議会設置議案が賛成多数で可決される。
平成 20 年 3 月 10 日	菖蒲町議会、栗橋町議会において、法定合併協議会設置議案が賛成多数で可決される。
平成 20 年 3 月 21 日	久喜市議会において、法定合併協議会設置議案が賛成多数で可決される。
平成 20 年 3 月 25 日	埼玉県知事に久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷲宮町合併協議会の設置の届出を行うとともに、合併に向けた取り組みに対する支援について、「要望書」を提出する。
平成 20 年 3 月 27 日	埼玉県が「埼玉縣市町村合併推進審議会」を開催 1 市 3 町を埼玉縣市町村合併推進構想で定める構想対象市町村の組合せに追加することが正式に承認される。

期日	内容
平成 20 年 3 月 31 日	幸手市に合併協議途中での合流は困難であることを回答
平成 20 年 4 月 1 日	久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷲宮町合併協議会設置
平成 20 年 5 月 7 日	第 1 回合併協議会
平成 20 年 6 月 13 日 ～6 月 26 日	合併協議会が「新市のまちづくりに関する住民意識調査」を実施
平成 20 年 6 月 22 日	第 1 回新市まちづくり懇話会
平成 20 年 6 月 25 日	第 2 回合併協議会
平成 20 年 7 月 6 日	第 2 回新市まちづくり懇話会
平成 20 年 7 月 13 日	新市まちづくり懇話会タウンウォッチング
平成 20 年 7 月 19 日	第 3 回新市まちづくり懇話会
平成 20 年 7 月 22 日	第 3 回合併協議会
平成 20 年 8 月 3 日	第 4 回新市まちづくり懇話会
平成 20 年 8 月 24 日	第 5 回新市まちづくり懇話会
平成 20 年 8 月 28 日	第 4 回合併協議会
平成 20 年 9 月 7 日	第 6 回新市まちづくり懇話会
平成 20 年 9 月 19 日	第 1 回合併協議会新市報酬等検討小委員会
平成 20 年 9 月 24 日	第 5 回合併協議会
平成 20 年 10 月 2 日	新市まちづくり懇話会が提言書を提出
平成 20 年 10 月 16 日	第 2 回合併協議会新市報酬等検討小委員会
平成 20 年 10 月 21 日	第 6 回合併協議会
平成 20 年 11 月 21 日	第 3 回合併協議会新市報酬等検討小委員会
平成 20 年 11 月 26 日	第 7 回合併協議会
平成 20 年 12 月 24 日	第 8 回合併協議会
平成 21 年 1 月 26 日	第 9 回合併協議会
平成 21 年 2 月 24 日	第 10 回合併協議会
平成 21 年 3 月 8 日 ～3 月 28 日	合併に関する住民説明会 ・久喜市 6 会場（3 月 21 日、3 月 22 日） ・菖蒲町 3 会場（3 月 8 日、3 月 14 日） ・栗橋町 3 会場（3 月 8 日、3 月 14 日、3 月 15 日） ・鷲宮町 4 会場（3 月 15 日、3 月 28 日）
平成 21 年 3 月 23 日	第 11 回合併協議会
平成 21 年 4 月 6 日 ～4 月 27 日	久喜市、菖蒲町が「合併の是非に関する住民意向調査」を実施 それぞれ合併に賛成多数という結果になる。
平成 21 年 4 月 27 日 ～5 月 14 日	栗橋町、鷲宮町が「合併の是非に関する住民意向調査」を実施 それぞれ合併に賛成多数という結果になる。

期日	内容
平成 21 年 5 月 22 日	第 12 回合併協議会
平成 21 年 5 月 28 日	合併協定調印式を挙行
平成 21 年 6 月 11 日	菖蒲町議会において、合併議案が賛成多数で可決される。
平成 21 年 6 月 15 日	鷲宮町議会において、合併議案が賛成多数で可決される。
平成 21 年 6 月 24 日	久喜市議会、栗橋町議会において、合併議案が賛成多数で可決される。
平成 21 年 7 月 22 日	埼玉県知事に久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷲宮町の廃置分合申請書を提出
平成 21 年 7 月 23 日	埼玉県知事が総務大臣に、久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷲宮町の廃置分合に係る協議を行う。
平成 21 年 7 月 30 日	総務大臣から埼玉県知事に対して、久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷲宮町の廃置分合について、異議がない旨の回答がなされる。
平成 21 年 10 月 15 日	埼玉県議会において、久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷲宮町の廃置分合議案が賛成多数で可決される。
平成 21 年 10 月 19 日	埼玉県知事が久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷲宮町の廃置分合を決定し、総務大臣に届出を行う。
平成 21 年 11 月 10 日	久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷲宮町の廃置分合について官報告示（総務省告示第 516 号）
平成 22 年 1 月 25 日	第 13 回合併協議会
平成 22 年 3 月 7 日	菖蒲町閉町記念式典、鷲宮町閉町記念式典
平成 22 年 3 月 14 日	久喜市閉市記念式典、栗橋町閉町記念式典
平成 22 年 3 月 19 日	久喜市役所閉庁式、菖蒲町役場閉庁式、栗橋町役場閉庁式、鷲宮町役場閉庁式
平成 22 年 3 月 23 日	新「久喜市」誕生
平成 22 年 3 月 23 日	久喜市役所開庁式、各総合支所開庁式
平成 22 年 4 月 25 日	久喜市長選挙、久喜市議会議員一般選挙
平成 22 年 5 月 18 日 ～5 月 20 日	久喜市初議会（平成 22 年第 1 回臨時会）
平成 22 年 9 月 2 日	久喜市合併記念事業 NHK 公開録画「あなたの街で夢コンサート」開催
平成 22 年 11 月 6 日	久喜市合併記念式典「前夜祭」
平成 22 年 11 月 7 日	久喜市合併記念式典、新市の市章制定
平成 23 年 3 月 11 日	東日本大震災発生
平成 23 年 4 月 1 日	J A 埼玉厚生連久喜総合病院が開院
平成 23 年 5 月 29 日	首都圏中央連絡自動車道（白岡菖蒲 I C ～久喜白岡 J C T 間）開通
平成 24 年 3 月 20 日	市の花・木・歌の制定、花・木・歌発表会の開催 ・花：コスモス ・木：イチヨウ ・歌：「笑顔のまち永遠なれ」
平成 24 年 12 月 21 日	久喜市「人間尊重・平和都市」宣言

期日	内容
平成 25 年 4 月 21 日	本多静六記念館が開館
平成 25 年 5 月 1 日	久喜市合併 3 周年記念NHK公開収録「ごきげん歌謡笑劇団」開催
平成 25 年 8 月 29 日	青森県野辺地町と友好都市の提携に関する協定を締結
平成 25 年 10 月 21 日	デマンド交通の運行開始
平成 26 年 8 月 28 日	久喜市合併 5 周年記念事業NHKラジオ「夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会」開催
平成 26 年 11 月 24 日	久喜市合併 5 周年記念式典
平成 26 年 11 月 24 日	「久喜市くき親善大使」に、タケカワユキヒデさんと安岡優さんを委嘱
平成 27 年 3 月 29 日	首都圏中央連絡自動車道（久喜白岡JCT～境古河IC間）開通
平成 27 年 8 月 2 日	アメリカ合衆国オレゴン州ローズバーグ市と姉妹都市提携に関する協定を締結
平成 27 年 10 月 31 日	首都圏中央連絡自動車道（桶川北本IC～白岡菖蒲IC間）開通
平成 28 年 3 月 13 日	第 1 回よろこびのまち久喜マラソン大会
平成 28 年 5 月 24 日	東鷲宮駅東西連絡地下道東側バリアフリー化工事完成記念式典
平成 29 年 10 月 18 日	久喜市菖蒲バスターミナル完成記念式典（10 月 19 日～成田空港行き高速バス運行開始）
平成 29 年 11 月 19 日	「久喜市くき親善大使」に、タケカワユキヒデさん（更新）、安岡優さん（更新）、市川美織さん、三浦一馬さん、川内優輝さん、久喜北陽高等学校チア部のみなさんを委嘱
平成 29 年 11 月 25 日	久喜市液状化対策工事完成記念式典
平成 30 年 1 月 15 日	デマンドタクシー実証実験（～令和 2 年 3 月 31 日まで）
平成 30 年 11 月 1 日	学校給食調理施設整備方針の決定
平成 31 年 3 月 11 日	「久喜市くき親善大使」に、岡嶋彩さんを委嘱
令和元年 5 月 1 日	元号が『平成』から『令和』へ改元
令和元年 5 月 1 日	広報紙「広報くき」のリニューアル
令和元年 11 月 9 日	久喜提燈祭り「天王様」の提灯山車が天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典へ出演
令和元年 12 月 18 日	新学校給食センター建設工事安全祈願祭
令和 2 年 1 月 23 日	久喜市合併 10 周年記念NHK公開収録「新・BS日本のうた」開催
令和 2 年 3 月 8 日	久喜市合併 10 周年記念式典（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止）
令和 2 年 3 月 8 日	久喜市「健幸・スポーツ都市」宣言

合併検証報告書

令和2年（2020年）10月 発行

発行 久喜市

編集 総務部企画政策課

〒346-8501 埼玉県久喜市下早見 85-3

電話 0480-22-1111（代表）

URL <http://www.city.kuki.lg.jp/>